

○伊藤(惣)委員 齢どめになる法律があつたり、支払いのたびにやるということで実質上同じことであるというなら、私はある程度これは了承できますけれども、もう一つは、大臣が指定した場合には中間検査をやる。先ほど、橋梁であるとか、いろいろな話が出ましたけれども、そういう工事の種類ですね。もう少し明確に教えてください。

○高橋(國)政府委員 先ほども触れましたように、高速道路や都市内の高速道路以外の道路につきましても、トンネル、橋梁、高架の道路等の構造物にかかる工事がございまして、その施工に高度の技術を要するとの認められるものにつきましては大臣の指定となつております。それ以外にも、建設大臣が特に必要だと認められれば、どんな工事でも指定できるような建設省令になつております。したがいまして、まず御心配の向きのないよう十分にチェックできるつもりでございます。

○伊藤(惣)委員 高速自動車国道の関係で伺いたいのですが、日本列島を高速自動車国道で結ぶと

いう計画は、前の大臣の発表ですか等によりまして大体わかるのですけれども、一つには、道路の問題を考えた場合に、つくてもつくとも非常に渋滞が続くという場合がある。しかもまた、そ

の計画というものが常に工事がおくれると、利用者があるいは決定がおくれるというのか、利用者から見れば非常に渋滞が多い、こういう問題があ

るわけですね。基本的に高速自動車国道として今後こういうような問題に対してもどう考へ方で臨むのか。今までの計画が発表されております

けれども、その計画を推進するだけで、それで本來の使命というものが果たされいくのか、その辺の基本的な考え方、そういう点についてまず伺いたいと思います。

○高橋(國)政府委員 高速自動車国道につきましては、国土開発幹線自動車道建設法という法律に基づきまして、全国で七千六百キロの予定路線がきまつております。この法律に基づく予定路線につきまして、建設省で調査をいたしまして、まず審議会の議を経て、基本計画、次にさらに調査を

行ないまして再び審議会の議を経て整備計画ができたあと、日本道路公団に施行命令を出して着工するというかこうになつております。ただいま、わが国にできております高速道路は東名、名神、中央道その他でございまして、大体七百キロそこそこでござります。したがいまして、法律できめられております一部にも実は達しておらないわけでございます。ただいま全国におきましてすでに三千キロの高速道路の整備計画が出来まして、全面的にいま着工中でございます。ただ非常にハイクラスなところでございまして、用地もなかなかたいたいへんでございます。従来の東名、名神、中央道の実績から申しますと、建設大臣から着工命令が出ましてでも大体七年間くらいかかるております。そのうちの大部分が用地に費やされまして、工事のものはせいぜい二年ないし二年半であります。そういう事情で整備はたいへんおくれておりますが、たとえばことしの秋には東京—宇都宮間は開通するというふうに、各所にこれからどんどん毎年二、三百キロずつ程度の高速道路ができるますが、たとえばことしの秋には東京—宇都宮間ができるという段取りに現在なっております。

一方、先生の御指摘の東名、名神等につきましては、すでに飽和に達しつつあります。したがいまして、昭和六十年には間違いなく七千六百キロ

ができるという段取りに現在なっております。

以上申しましたように、法律に基づきまして、審議会の議を経てそれぞれ基本計画、整備計画がござりますが、現在あるのが七百キロくらいで

それが昭和六十年までには日本列島全域にわたつて七千六百キロにわたる高速自動車国道を

つかまつて、これは非常にいいことだと思うのですが、

ただその場合、最近ありましたように岩殿山付近

の地すべりですか、ああいうことなんかも起きますし、工事を一方においては進めながらも、そういうことに慎重な配慮をしなければならぬと思うのですね。ですから、一つのこういう問題が起きてみなければ、法律のいい問題、悪い問題、また適正な処置ができるかできないかという判断がつかないわけでありますので、この問題について少し聞いてみたいのですけれども、あの中央高速道路の岩殿山の付近で大きな地すべりがあつたのですが、まずその実態について伺いたいと思います。

○比留間参考人 ただいま御質問ございました岩殿山の現況について御説明いたします。まず最初つくりますときにわれわれはどういうことをやつてきたかということを多少説明いたしましたが、あれは大月と相模湖というインターでござります。この間約二十五キロでございますが、非常に急峻な場所でござります。中央道は全般的に急峻な土地を通っております。事前にやはり地質の調査を十分いたしておりますが、局部的な地すべりを予知するということは、現在の土木技術ではなかなか困難でございます。当該地区につきましては、調査成果をいろいろ検討いたしまして、やはりのり面をややく一割二分くらいたしまして、その表へしつかりしたのりワクと申しますが、コンクリートのワクをつくりまして押えまして、しかもその地区でも一番危険と思われるような場所につきましては、地すべりの防止のために大きな土止めのくいを入れております。

○伊藤(惣)委員 この地すべりは調査によってわかったわけですが、この工事には問題なかつたのです。たとえば地すべりといつてもなかなか予測

できませんが、仮の出口を大月のすぐ手前でござりますが、約二十二キロの地点につくりま

して、四月末にこれが供用開始をいたしております。そんな現況でございます。

○伊藤(惣)委員 この地すべりは調査によつてわ

かたれたわけですが、この工事には問題なかつたのです。たとえば地すべりといつてもなかなか予測

できませんが、仮の出口を大月のすぐ手前でござりますが、約二十二キロの地点につくりま

して、四月末にこれが供用開始をいたしております。そんな現況でございます。

○比留間参考人 この工事には問題なかつたのです。たとえば地すべりといつてもなかなか予測

できませんが、仮の出口を大月のすぐ手前でござりますが、約二十二キロの地点につくりま

して、四月末にこれが供用開始をいたしております。そんな現況でございます。

○伊藤(惣)委員 この地すべりは調査によつてわ

かたれたわけですが、この工事には問題なかつたのです。たとえば地すべりといつてもなかなか予測

できませんが、仮の出口を大月のすぐ手前でござりますが、約二十二キロの地点につくりま

して、四月末にこれが供用開始をいたおります。そんな現況でございます。

○伊藤(惣)委員 この地すべりは調査によつてわ

かたれたわけですが、この工事には問題なかつたのです。たとえば地すべりといつてもなかなか予測

できませんが、

起きたというふうにわれわれは考えております。

○伊藤(惣)委員 だから、私の質問は、設計上にも工事にも、どちらにも全然ミスがないのかといふのです。

○比留間参考人 ミスは絶対ございません。

○伊藤(惣)委員 そうすると、この地すべりはまるところどちらにも責任はない。設計上のミスはない。工事のミスもない。それで地すべりが起きた、これはどうなんですか。こういう不測の事態というはどうにもならぬものなんですか。たとえば、こういう山は非常にくずれやすい山であるとか、この辺は関東ローム層であるからどうだとかいうようなことは、地質を調べた上で本来はいろいろな設計やるのではないですか。

○比留間参考人 最初に申し上げましたが、地質的な調査と、それから土質の調査というの、われわれスタートでやっておるわけでございます。

最近の学問は非常に進歩しておりますので、地すべりの予想、それからもしすればどのくらいの対策をやっておけばよろしい、のりの勾配をどうしておけばよろしいということを、すべて基準でようなこともわかつておりますので、そういう対策も十分設計上に織り込んでやつておるわけでございます。現在の土木技術では最高のことわざで、その点に関して遺漏はまづないといふのであります。私は考えております。しかし、土木技術もやはり前進すべきものだと私は考えますので、今後とも、そういう方面について、さらに土木研究所あるいは建設省の御指導を得まして、われわれ研究に励んでいきたいといふふうに考えております。

○伊藤(惣)委員 私はそういう関係はしろうとですが、でも、一般的に見ましても工事のミスもない、設計上のミスもない、しようがないんだ、そういうことで処理しますと、ほかにも起きてくる可能性も実はありますよ。地質学的に見て、また土質

を調べてみても、そういうことについて、やはりある程度読めたんじやないか。しかしながら、それをやると非常に費用がかかるとか、あるいは工

事がおくれるとか、開設がおくれるとかいうようないこともあります。だから、結局はそこまではきたけれども、十分な設計ができるかたと、あるいは工事をやることは責任を明らかにすれば、確かにそれがおくれるとか、やはりこれは責任を明らかにすれば、確かにわかるんじゃないですか。私はそういうようなことになると、たとえば、この前に、こういうことが二度と起きこりましたことは、どうもたいへん申しわけございませんが、最大限度の努力はいたしてきました。

○伊藤(惣)委員 あってはならぬし、そういうことを一つの問題としてとらえて、これからも七千六百キロまで開発するわけで、まだまだそれこそ十分の一程度の七百キロまでしかやっていないわけですから、こ

ういうときにこそ、万全の対策、指導というものを公団としてはやるべきじゃないかと私は思うのです。だから、あなたの答弁ではちょっと私は不満なんだ。われわれしろうとなんですから何も意見言つたからどうということはありませんけれども、結局は、あそこを利用する人はあの地域を非常に迂回しているわけです。その迂回するの

だつて、やはり大きな地震が起きたとか、予想もない天災が起きたというんだつたら、一般国民はやむを得ないと思うのですね。ただそれが自然にすべつてきました。みんなあそこを通る人は、いろ

いろな学者を使つているのになぜそのくらいのことが予測できなかつたのかとか、やはり工事の上

で手抜きがあつたんじゃないかとか、いろいろなことを言つていますよ。それに対して、どつちも

ミスがない、しようがないんだというようなこと

では国民党は納得できませんね。その点いかがです

か。

○比留間参考人 日本はたいへん地形が急峻でございまして、地質がしかも非常に複雑な地質状況

でござります。そういう場所でももちろん全国的に

あります。それから中央道につきましては、神奈川県の藤野町にやはり落石の危険がございましたので、落石の防護さくを昨年度実施済みでござります。

それからもう一ヵ所の名神は滋賀県の米原町でござりますが、これも同様の処置でござります。

それから中央道につきましては、神奈川県の藤野町にやはり落石の危険がございましたので、こ

れはやはり四十六年度に処置をいたしております。

○伊藤(惣)委員 岩殿山について言え、事故と

いうよりも地すべりが起きて現在迂回させてい

ます。迂回させるについては万全の対策をとつてお

りますか。利用する人が不平たらたらといふ

こんな道を通してとか、中央高速道路のあれに反

りますか。利用する人が不平たらたらといふ

ことがあります。迂回させたうがいいかとい

うことがございまして、そこを通すことによつて非

常に混亂が起こりはしないか、特に大月市内で混

乱が起こりはしないかといふふうなことを非常に心配したわけでございますが、まずPRと申しま

すか、ラジオその他のいろいろ報道機関を通じましてそれを聞くことになつた。ただこれは、一

どきにたくさん殺到すると非常に多くの可能性

があるから、その点ひとつ注意していただきたい

といふふうなPRをかなり強くやりまして、そこ

に長くつながつたことがござります。それが一回

で四月二十九日でございましたが、三日でござ

いましたが、そこは落石による危険がござ

いましたので、落石の防護さくを昨年度実施済みでござります。

それからもう一ヵ所の名神は滋賀県の米原町でござりますが、これも同様の処置でござります。

それから中央道につきましては、神奈川県の藤

野町にやはり落石の危険がございましたので、こ

れはやはり四十六年度に処置をいたしております。

○伊藤(惣)委員 場所はわかりますか。

○比留間参考人 名神は滋賀県の彦根市山中と申

すところでございまして、これは米原トンネルの

出口になりますが、そこは落石による危険がございましたので、落石の防護さくを昨年度実施済みでござります。

それからもう一ヵ所の名神は滋賀県の米原町でござりますが、これも同様の処置でござります。

それから中央道につきましては、神奈川県の藤

野町にやはり落石の危険がございましたので、こ

れはやはり四十六年度に処置をいたしております。

○伊藤(惣)委員 私はそういうふうに考えておりま

姿勢じやだめですよ。二度と起こさないために銳意研究して対策を立てます、このくらいの強い姿勢があつていいのじゃないですか。

それから、絶対なんというようなことはなかなか言えないと思うのですよ。絶対事故はあります、起こしませんなんというようなことはないですよ。起きれば、絶対はどうなった、こうなるのですから。比留間理事に対しても申しわけないですがね。だからそういう点については、今後は起きないように、今までの感覚ではなくして、そういうふうなことが起きた場合には、やはり利用者である国民に大きな迷惑をかけるわけですから、十分なる対策を立ててほしいということです。

○伊藤(惣)委員 申しあげたいと思います。もういったようなことが起きた場合には、やはり利用者である国民に大きな迷惑をかけるわけですから、十分なる対策を立ててほしいということです。

○高橋(国)政府委員 首都高速のけたの落下によく、起きた点については、今後は起きないように、いよいよ、今までの感覚ではなくして、そういうふうなことが起きた場合には、やはり利

用者

が

よ

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

たり的であると思うのですがね。それは時と場合によつてはやむを得ないと思う。だけれども、いまおつしやつたようなことを現在考へていると言ふうんだけれども、大体いつごろまでにそれを完成する考へなんですか。

○高橋(国)政府委員 われわれの道路整備五ヵ年計画でもかなりの量を見込みながら実現できています。いま申し上げました、東京外郭環状線であるとか、湾岸道路であるとか、あるいは首都高速の中央環状線であるとか、そういうふうなものが完全にでき上るのは昭和六十年というふうに考へております。現在予算等も計上しているわけでござります。

○伊藤(惣)委員 一つの提案ですが、交通規制というのはどんなことを考へているんですか。先ほど聞いたら、業務用以外にはマイカーによる都内の乗り入れは制限するということをおつしやいましたけれども、一つの私の考へ方は、たとえば現在の交通量を半分にすれば楽になりますね。半分にしますと、いろいろ理由はあるでしようけれども、特別の人は特別の何かを持たすことにして、車の奇数、偶数くらいを見て、今月の奇数の日には奇数の車はだめだと、あるいは偶数の日には偶数の車を通すとか、お互いに交通が混雑する場合に譲り合わなければいけない。

それで毎日毎日私は通っているわけです。自分も畠の中に家がありますので、車で通っているんですが、自分で運転しながら毎日毎日考へている。二十五キロくらい運転してくるわけですけれども、とにかくかかるときには二時間半くらいかかる。そうして毎日同じことを考へながらどうしようもない。電車に乗っても、通常來まして一時間半くらいかかる。電車に乗ったほうがもっとおそいから私は車で来るわけありますけれども。そういう点で私自身も、たとえばそういう規制というものがでけるならば、翌日はしようがない、特に朝早く起きて電車に乗ってくる。きめられた日にはまた今度は車で来るというようなことでお互に譲り合っていく。現在できているものを利用

する場合には、やはりそれを無制限にみんなに開放するということはいかぬと思うのです。ただ入り口封鎖であるとか、料金所渋滞のためといってゆっくり切られるとかしても、途中から抜けようといったって抜けられないですよ、高速道路といふものは、いつも、ああしまった、乗つかつちやつたという感じですよ。そういうようなことを考えまして、いまのところ何か知恵がないかと思うのですがね。

ですから、いまおっしゃることはわかります。そんなこと最初からきまっているんですから。そして、六十年ごろがめどだったら、これはますます混雑します。だから、そういう点でもっと早く何らかの方法を講じなければ、どうにもならぬと

思うのですがね。これは政治の問題ですから、國家公安委員会と行政管理庁長官でいらっしゃる村国務大臣に伺いたいと思いますが、いかがでしょう。

れはやはり、根本的な対策と、それから応急的な対策とが必要だと思いますが、根本的には、先ほどの道路局長が言いましたように、道路を思い切って整備する。沿岸道路は百メートルとかいっていいますが、いまのような形で自動車がどんどんふえますと、そういうことじや間に合わぬのじゃないか。そんな大きな道路をつくってどうするのだとういうようなくらいの計画でないと、伊藤議員が御指摘になつたように、また六十年ごろになると手を上げなければならない。だからそういうことで、思い切つて道路を完備する。私はそのためには十分の金をやはりかけなければならない。それで、昭和六年といいますと十数年の計画ですが、十数年計画ならばもつと思い切つた金をかけて道路を整備する。それから応急処置としては、これも局長が言わわれたように、ある程度の車の規制をす

か。仕事をする者のために使わせるといったって、仕事は金もうけのためにするので、それが必ずしも優先されるのかどうか、ということを考えればすし、これは非常にむずかしいと私は思つておりますが、行政管理廳長官という立場ではなくて、公安委員長としていまいろいろ頭を悩ましておる所であります。車を規制するということは、何か自然に規制されるような方法を考えなければならぬのじゃないか。これは通つていいという権利を規制するのですから、そのものすばりはなかなかむずかしい。

そこで私は、これは私案でございまして、個人的な意見に類することでございますけれども、車を持つ者に保険というようなものを思い切つてかけさせる。そしてそれは対人保険といふものにして、相手を傷つけたり、けがさせたり、殺したりした場合には、その保険金がそのまま被害者にくよくよにする。その被害者の生涯を保障できるくらいの保険金をかけさせる。そうすると、その保険金をかけ得ない者は車を持つてはならぬということで自然に規制される。まあ、そういうことがすぐに行なわれるかどうかは別として、こういうことも考えて車の規制をしなければならない。

それで車を使う者が少なくなりましたならば、車をつくるメーカーも自然に生産量を落としていくわけですから、いまのよう、洪水のように車があふれて、それに対する道路の整備がきわめてアンバランスであるというところに大きな問題があるわけでありますから、非常にむずかしいですけれども、何とか知恵を出さないと、交通が麻痺して非常に不便を感じるだけない、一年に一万六、七千人の死者、九十八万人のけが人を出している。こんな悲惨な姿を毎年毎年続けていくということは、あまりに私は文明国として恥ずかしいことだと考えております。

庭の中です子供を、あるいは子供でなくておとなでも、外に出て帰りがちよつとでもおそれければ、交通事故じゃないかというような恐怖的な不安感を持つている。子供なんかが外出した場合には心配しながら待たねばならぬということ、こういうような問題は、それは画期的な政策をとらなければいかぬではないか、かようには私は考えております。

○伊藤(惣)委員 とにかくしま大臣がおっしゃるところ、やはりもう問題はわかっているわけですから、少しでも利用する者が、この政府の考え方、あるいはまた警察の規制等によって、そしてなるほどと考えているな、なるほどこういうことなら協力しようというような方法というものを模索して、それを実行に移していただきたい。私も利用しながらいつも考えてなかなか名案が浮かんでこない。ですからきょうは、特にこの問題についてはどうのように考えているのかと思つて私は聞いているわけであります。

ところで、都市高速道路公団監理官の方からお話をうけたところでは、渋滞について何らか緩和する方策であるとか。あるいはまた、現在の交通渋滞について、どのように分析してどう対処するか。何か考えていることがあれば答弁いただきたいと思います。

○上場説明員　まず渋滞対策の抜本的な対策としてしましては、都心に交通が集中するので、これをまず分散させると、第一だと思いまます。それで、環状線をつくるとか、あるいは千葉方面に流れる車につきましては、海岸線の整備を促進するとか、そういうことを考えております。しかし、抜本的な対策は急場のあれに間に合いませんので、その他、まず事故が起つた場合にすぐ車を止めるという意味で非常駐車帯、それから電話の設置とか、そういうようなことにつとめておられます。

そういう意味で、根本対策、応急対策、これが私はいまの政治の中では一番重要な案件ではないかと思いますし、交通整備、それがやがて交通事故故をなくすことにつながりますから、お互いに家

そのかわり建設、維持管理に要する費用がペイし
ましたら無料に開放するという原則をとつておる
わけでございます。これがわれわれの公道に対す
る態度でございます。

一方、別に運送法に基づく有料道路がございま
す。これは企業者が料金を徴収して利潤を得てお
るわけであります。これは未来永劫に有料である。
これは実は公の道路でありませんので、運輸省が
主として料金等のきめ方について専管しております
が、工事その他については建設省と共管になつて
おります。先生が先ほどお話しになつたのは、運
送法のほうの道路のことをおつしやつたのじやな
いかと思いますが、伊豆にもあります。日本道路
公団がつくつておりますのは決してそう高くあり
ません。これは無料ではありませんが、そう高く
はありませんけれども、その点があるのじやない
か、私はいまのお話をちょっと聞きながらそう感
じたわけでございます。

いずれにいたしましても、われわれといたしま
しては、現在、交通量がどんどんふえまして、無
料の道路をつくりたくてもどうしても間に合わな
いというところに有料道路をつくつておりますの
で、最小限の料金を取るような計算をされており
ます。ただ、たまたまわれわれの積算した交通量
より実際の交通量がうんと多い場合があります
て、予定よりも早く無料に開放する場合が大体一
般でございます。中には例外がございまして、な
かなか償却できずにそのまま終わるもののがござ
いますが、大多数は、いま申し上げましたように、
早く無料に開放しておるのが現状でございます。
伊豆の道路につきましても同様でございまして、
特に伊東のはうは、最近は全部ブルーいたします
ので、若干延びておりますが、一部無料に開放さ
せております。一番最初つくりましたものにつき
まして四月一日から無料に開放させております。
以上であります。

○伊藤(惣)委員 車に乗る人にとって、これが道
路公団道路だとか、これがどこかの会社の有料、
そんなことはわかりませんよ。道があればそこに

行きますよ。これは道路公団だから行こう、これ
は企業者が金もうけのためになつておる道路だか
ら避けよう、そんなわけにはいかないです、利
用者から見れば、だから建設省とすれば、道路管
理することはだれがつくとも同じだと思うので
す。その面から私はそう言つておるので、許可
してしまつたものについて取り消せとは私は言
いませんけれども、しかし、それなりの企業のペイ
が、あつた場合には、むしろ道路公団が買上げる
とか、あるいはまたそれなりの何か善処策を考え
ていくことが当然だと思いますが、一つはそういう
調整はそれなりのものでしようか。

それから、先ほど言いましたけれども、混雑料
金をほんとうに考えてやろうとしておるなら問題
ですよ。私がさつき言つたように、混雑料金なん
て取るのじやなくて、何かほかのほうの規制を考
えることのほうが正しいのじやないか。あなたの
お話をのように、予定よりも利用者が非常に多いこ
とは事実なんです。事実であるということは、予
定の線でも十分ペイするものがそれ以上来ておる
のですから、企業的にいえばもうかるわけですか
ら、それをきめられた期間でやる。しかも、値段
を上げるなどということを考えた場合には、ます
ますもつて利用する者にとってたいへんな問題な
んですよ。そういう点はいかがお考えですか。

○高橋(国)政府委員 先ほどの私の説明が非常に
へたでしたので誤解を招いたようではありますけれ
ども、混雑料金を設定しようというふうに建設省
は考へているわけではございません。ただ、審議
会のいろいろの委員さんの中に、そういう意見が
あるおそれがあるということだけ申し上げておき
ます。いずれこれは審議会の結果、一年たたない
と結論が出来ませんが、そういうことを申し上げて
おるわけでございまして、われわれ自身は混雑料
金などは考へておりません。

○伊藤(惣)委員 もう一つ言つたでしよう。いろ
んな道路公団以外の有料道路、これとの問題はい
かがですか。たとえば、さつきも言つたように、
道路公団ができなかつたところをだれかがかわつ
てやつたとか、あるいはまた観光料金として永久
に料金を取るということがありますけれども、私
はそれはうまくないのじやないか、というのです
よ。監督官庁としてどう考えるか。

○高橋(国)政府委員 日本道路公団並びに各都道
府県が行ないます有料道路、ないしは都道府県の
地方道路公社——最近各県にばつぱつでき上がり
てきていますが——が行ないます有料道路につ
きましては、料金等は建設省がチェックいたします
。ただ、これはそれぞれ区々まちまちであるこ
とは、ただいま法律は建設、維持、管理に要した
費用を償うという料金を設定することになつてお
りますので、どうしても区々まちまちになります
でございます。したがいまして、トンネルとか橋
の多い道路は高くなる、非常に安くできる平地の
道路は料金が安いというふうな結果はどうしても
免れないわけでございまして、これを統一するこ
とは現行法では非常に困難なことでございます。

また一方、先生御指摘の運送法に基づく民間の企
業が行ないます有料道路でございますが、これは
運輸省が料金については専管になつております。
運輸省とわれわれが協議すれば意見を出すことは
可能かと思ひますけれども、やはり向こうは営利
が一つの目的になつておりますので、調整するこ
とは非常に困難でございますが、なお、先生の御
趣旨を体しまして、なるべく均一と申しますか、
あまりでこぼこの大きくなりよう相談をしたい
といふに考へております。

○伊藤(惣)委員 もう一点聞いておきますが、お
金のかかるところは高い、平地は安い。だけれど
も距離によつて、短くても高かつたり長くても安
かつたりするところがたくさんあるわけですよ。
それを全体でペイするように考へて調整はできな
いかということを私は言つてゐるわけです。もし
それが法律上できないことになつてゐるならば、
われわれとすればその法律も考へなければいけな
いわけですからね。その点はいかがですか。

○高橋(国)政府委員 東名、名神、中央道をはじ
めとする全国にただいま建設中の高速道路につき
ましては、均一料金制度がとり得るよう先般の
審議会できましたので、これはそのように準
備したいと思いますが、いまほど御説明申し上げ
ておりますのは、高速道路以外の、いわゆるわれ
われ一般有料道路と言つておりますけれども、そ
れに關する問題でございまして、これは現行法で
は個々の路線について個々に採算制を検討いたし
まして料金をきめておりますので、やはりバラン
スが乱れると申しますか、でこぼこがあるようで
ございます。ただ地域的の場合にこれはブールで
きます。たとえば阿蘇の山を登る場合に、東から
西から行つても料金が倍も違うという
ことになると困りますので、こういうときにはあ
る程度料金の統一はできますけれども、たとえば
北海道の端につくりました有料道路と九州の端に
つくりました有料道路をブールするということは
現行法ではできないわけでござります。ただ若干、
損失補てん金という名称で利潤のうちの一部を
つけておきまして、料金等もしペイしない道路に
つきましても無料に開放するということになりま
すと、その損失をそれでも補うために若干ず
つ金をストックいたしますが、それを利用いたし
まして若干のでこぼこは直せるという程度でござ
いまして、完全な高速自動車国道みたいに、北海
道でも九州でも一キロ走つたら七円五十銭という
ふうな、そういう計算には実はなつておらないの
が実情でござります。

○伊藤(惣)委員 それはやはり今度、法律改正だ
とかいうことで真剣に考へてすべきではないかと
思ひます。ある地域は非常に金がかかる、した
がつてそこではいつも高い道路を利用している人
がいる。あるいは長い区間を非常に安く利用して
いる人もいる。それは一つの年度計画で、それを
一年幾らで割つて、一日幾らぐらい負担してもら
えばいいという一つのあれでやつてゐるのだろう
と思うのです。これはやはり、もうかつていてると
ころはたくさんもうかつていて、あるいは赤字は
どこでも赤字であるという一つの実態が実は出
てくると思うのです。これは全体の問題で調整し

されなければならぬ問題であると思うわけです。ですから国民も、短いところも長いところもある程度距離をきめてもらえば、利用者はそれでいいし、また不満に思わない。また、全体の中で赤字を解消することもできるし、それをうまくいろいろ調整することができるのじやないかと思うのですね。これは法律の問題ですから、私たちが検討しまして、いろいろ考えてみたいと思います。

道路公団の参考人の方々、どうもたいへんありがとうございました。住宅公団はもうしばらく

残つていただきたいと思います。
まず第一に、住宅公園のグランドハイツのあと
地利用についてはなんですかれども、現在、大体
の話は大蔵省から聞いておりますけれども、皆さ
んのほうでどういう計画を考えておられるのか、
その概要をまず伺いたいと思います。

省の処分計画でございます。そしてその八十六へ
クタールの住宅用地のうち、都営住宅の用地とし
て十九ヘクタール、都の住宅供給公社の用地とし
て十ヘクタール、住宅公団の建設用地として五十
七ヘクタール、これは概略の数字でございますが、
そういう処分計画になつておりますて、そのうち、
五十七ヘクタールの住宅公団の建設予定地のう
ち、現在まで三次にわたりまして三十一ヘクター
ルほどの建築交換契約を結んでおります。

そういうふうな状態でございますが、これは全
体的に、住宅部分にいたしましても、都営住宅であ
り供給住宅あり公団がある。そしてその建設位置
もいろいろ入り乱れております。そういうことで、
あのあと地を住宅地として使用する部分について
は総合的に考えなければいけない、そういうことと
で関係方面といろいろ打ち合わせしながら現在處
分計画を検討中というような段階でございます。

う考へ方だ、でけつこうなんですよ。私も実はいろいろなことを知っているのです。だから伺いたいのですが、あなたたちが建てる三十一ヘクタールは高層住宅ですか。何階くらいのやつを何戸予定されておりますか。

○島参考人 住宅公団の五十七ヘクタールにつきましては、公団としましては、そういうふうな貴重な土地でございますから、高密度利用をしたい、こういうことで約一万七千戸ぐらい建てさせてもらえればけつこうだというふうに思つてゐるわけでござりますが、どのくらいの高さの建物を建てるかにつきましては、一応通常の場合、高層住宅は十四階程度までをやつてゐるわけですが、したがつて当然ここも十四階程度のものが中高層になるとと思ひます。ただ、ああいつた建物を全部十四階で埋めるということはかえつて町の景観としてどうか。むしろ一部には、もう少し二十階、二十五階の高いものを建てて変化を持たせたらいいじやないかという考へがないではないのであります。ただ、高い建物を建てました場合、まだいままで経験が少のうございますから、それについてどういうふうな問題点があるか、それについてもいまあわせて検討中でございます。ただ、それは住宅公団の取得予定の土地についての計画でございまして、都営及び都公社につきましてはまだ具体的な話を聞いておりません。そういうものを持ち寄りまして今後検討を進めてまいりたいと思います。

○島参考人 これは実はまだ米軍の宿舎が建つておらず、この夏から秋にかけて移転が始まることになります。したがいまして、われわれのはうが着工して竣工し、一部入居するまでにどのくらいの時間がかかるかということは、いまのところはつきり言えないわけです。そこで、その間に建築費の値上がりもござりますし、そういう点で、いま幾らくらいの家賃になるかといふことはちょっと申し上げられないのです。そこで、が、あの隣接地にやはり公団が建設中のもののがございます。これは、陸台と書いておりますが、D.K.でまだ工事中でございますが、来年早々には入居できると思います。そのときの予想でござりますが、いまだ工事中で確定した数字は出ておりませんが、二DKで二万六千円くらいの家賃になるだらうと考えております。

○伊藤(惣)委員 そうすると、それを上回ることは必至ですね。住民は安い住宅をつくってくれと言っているのですよ。あなた方もベイしなければ安くはできないとおっしゃるかもわかりませんが…

そこで、実はグランツハイツの中に、メイドさんで二十年間も寮に入つて住まわれている方々がいるわけです。このグランツハイツの移転によりまして、二十年もつとめられた方々が動かなければいけないわけですね。ところが、この方は、米軍直接雇用という関係で何ら補償がもらえないといい。沖縄の場合はちゃんとそれなりの理由をつけたまつらっています。米軍直接雇用の方々についても八歳にもなりまして、半分もうろくながらもやはりメイドをやつていて。しかも、その月給といふのは日給月給で、一週間に三日働いて千八百円です。夜、子守をして一時間百円で小づかいをもららう。そして気に食わないと、もう来なくていいと言われる。こういう状態で住んでいる人がまだ百人以上もいるわけです。しかも寮則がありまして、この夏から秋にかけて移転が始まることになります。したがいまして、われわれのはうが着工して竣工し、一部入居するま

まして、米軍の雇用がなければ、いわゆる仕事を失ったときには三日間の猶予期間しかない。その三日間の猶予期間を過ぎては追い出されるのです。ですから私も、防衛庁に何とかその点は守ってほしいということを話してあります。

つい最近ですけれども、三人ほどグラントハイツで仕事がなくなつたので、一週間に三日勤いて千八百円では食えないで表へ働きにいった。それをチェックされまして、憲兵隊に、ビストルはつきつけなかつたらしいけれども、だいぶ威嚇されまして、命からがら出ていった人が三人もいるのです。そういうような状況が実はあるわけです。

そこで、その方々の願いは何かと言いますと、いまさら四十、五十、六十にもなりますと結婚も考えられない。ですからその方々は、家を何とかしてほしい。政府に一時退職金とか見舞い金がほしいと言うけれども、なかなかそれはもらえない。だから私も、その方々に対しましては、法律がありませんので、何らかの善後策、善処のしかたをしてほしい。政府に一時退職金とか見舞い金がほしいと言つけれども、なかなかそれはもらえない。家の問題です。皆さん的要求は、二十年間グラントハイツに住んでおつた。いまさらあつちこつちへ行つたところで生きる自信がない。だから、このグラントハイツの近くの板橋とか増成とか、あの近辺ならば、多少の知り合いもあることだから、家さえ何とかしてもらえればこの辺で働きたい、そして余生を何とか過したいという人が多いわけですね。私は何回か交渉したわけです。きょうも正式に申し上げたわけですが、やはりそういう方々の寮も実は来年からこわし始めるわけです。だから、そういう方々を優先して陸台の住宅に、いま建設中ではありますけれども、収容できないういかどうか、ということが一つありますね。もしこの陸台に独身住宅がなければ、二DKですから二人住んでもらうとか、そういう便宜をはかつて、そういう方々に対しても前向きで協力してもらえたといかというのが私の公團に対する希望なんですが、その点いかがですか。

○島参考人　公用は一般的に家賃が高いということを御指摘になりました。実は私もまさに同じ感想でござります。われわれができるだけ家賃を安くするよう努めますと同時に、いまのような制度そのものを、何とか家賃コストを下げるとか、そういうことをいろいろお願ひしておるわけでございますが、ただ、そういたしましても、やはり公共住宅の中では、公営住宅、公社住宅と公団住宅とでは制度的に一番家賃が高くなる制度をねらつてつくられた組織でござります。どうしても公営住宅よりも家賃が高くなるのはやむを得ないことでござります。

貯金をした方も最近では全部おろしてしまって、食うや食わずでいる。これが現実なんですね。そういう方々に対しても、私たちも全力をあげますけれども、公團にそういう制度がないとしても、皆さんにがんばられる場合には移転計画もおくれませんし、また、がんばられれば、それだけの立上がりのき料とかいろいろな問題があるわけですから、その点も十分に御検討願つて善処していただきたいと思います。

建設省に伺いたいのですけれども、東京都の住宅供給公社が十へクタール、それから東京都都営住宅が十九へクタールですか、これを使うことになつておりますけれども、これはどんなものを建てるのですか。

都のほう及び公社のほうについては全然関係を持たせておりませんので、私からはお答えいたしかねます。

○伊藤惣一委員 そうですか。わかりました。それじゃまた全体の問題として、いろいろ地元の考え方、それから皆さんのお考え方と多少の食い違いがあるところがあるのでありますね。そういう点をお聞ききょううござなつたのですが、それで今までたびたびお聞き

機会にこの問題はいろいろ検討したいと思いま
す。島さん、きょうはどうもたいへんありがとうございました。

次に、法務省に伺いたいのですけれども、この法案の中に地方保護司法の一部改正があるわけですね。そうして、保護区及び保護司の定数を定められた法務大臣の権限を地方更生保護委員会に委任することができる、こういうふうに今度は改正すわけですから、これに関連しまして一、二、三、

質問卷

百五人いる、こう聞いております。そして行政相談委員の手当が年間一人当たり五千五百円と聞いております。沖縄が五十五人いるというふうに聞

いてありますか。この実態は正確ですか。
○小林(寧)政府委員 今年度沖縄が五十五名となりましたので、三千六百六十名になります。それから実費弁償金、これは報酬じゃございませんんでして、実費弁償金が五百円上がりまして年間五千五

ると思うのですが、年間に何回か集まって会議をし、何回か相談するわけでしょう。その実態をもう少し詳しく言ってください。

○小林寧(寧)政府委員 これは管轄区域が大体市町村単位になつておりますので、そこの住民がおもになります。年間に本庁で一回は研修会、これはしかし全員が集まりすることは不可能でございますから、各府県単位に一名程度、それから地方監察局、あるいは管区監察局では年間四回ぐらい集まりまして、当該管内全相談委員の研修をやつております。それ以外に地元監察局管内を数ブロックに分けまして、たとえば大阪は八地区というようなブロックに分けまして、そのブロックごとに

相談委員が集まりまして、そこには地方の監査官がいる。市町村の自治体のほうの人も参加いたします。して、行政相談委員がやっているいろいろな技術的あるいは実際的な仕事の打ち合わせをする、こういうような仕組になつております。

うところで年間四、五回、あるいは本店で一回と
いうことですが、遠くにおれば電車賃を使い、時
間に間に合わなければタクシーに乗ってくる。結
局、年間五千五百円なんという、はつきり言え
電車賃にもならないような、こんな安いのをこの

ままにしておく。このままで来たことは大体私ども問題だと思うのですね。これは委員の手当としつても、ほんとうに小づかいにもならないような金額なんですがれども、この点についてどう思つていらっしゃるのですか。

これは非常に安過ぎる、これは率直に私もそう思ひます。ただ、たてまえは名譽職といいますか、掛方の有力な方に委嘱して、社会奉仕的な気持ちらへんことを、このままになっておりません。

お力添えを願ふとしていたが、一方で、非常に少額でござりますが、やはり保護司の人数は非常に多額でござります。国と同様に法務省関係の人数は非常に数が多くござります。予算面で五百円をやしていただけましたとして、私は、ことしは皆さん方にお詫び申し上げたいと存じます。

いたのですが、逐次もつとめやしていく必要がある。何と申しましても、いま御指摘のように、諸物価、経済事情から考えますと、あまりに少額過ぎる。おそらく電話料にも足らぬだらうと思つております。そういうことでござりますから、今後は、増額の方向で検討もし、努力をしてまいりたいと思つております。

○伊藤(惣)委員 大臣、増額するということはわかるのですが、ことしは五百円上げるのでござります。確かに、先生のおしかりを受けるよして、五百円上がつて五千五百円になつたわけですが、ご存じます。確かに、先生のおしかりを受けるよな、情けないような金額であることは実情でござります。

○伊藤(惣)委員 地方の人格、議見ともにりっぱな方々にこういうことを御委嘱する。そういう方は忙しいですね。忙しい方々に問題があれやつてもらうといなれば、ほんとうに電車賃にならぬようなこんな安いものでお願いすることには、かえつて非常識ですよ。だから、五百円ふやすなんてとんでもないので、私は、委員の手当がそうであるならば、それは言つても手当というのには、いろいろな法規の取りきめがあつて倍額に急にできないとかなんとかといなれば、少なくともこのほかに、交通費であるとか、あるいはまた電話料であるとか、これは別に制度をますつくつて、それだけは本人に出させないでこれを負担するように、そういう制度をつくるべきじゃないかと思つた私は思うのですが、その点、大臣どうでしようか。これは大臣在任中に、思い切つてそういう方向を打ち出されておいたほうがいいのぢやないかと私は思うのですがね。

○中村国務大臣 委員の人それぞれ、それから受け持つておられる場所等によりまして、実費も非常に違うと思うのです。そこでやはり基本的には、五千五百円というものを一万円にするとか、そういう形で一律に考えないといかねだらうと思つております。私はやはり、年々増加の方向に努力していくということですが、実は御承知のように入

数が非常に多いわけでございますので、金額が張ります関係でなかなか財政当局も泣いてござります。敵力でございますが、ことしは五百円上げてももう、来年はまたやすといふような方向で努力してまいりたいと思っております。

○伊藤(惣)委員 だから、いま大臣もおっしゃつたように、ある地方、ある地域によつてお金のかかり方が違うわけですね。だから、平等であることが平等ではない、差別のあることが平等だと私は言いたいわけですね。いま言つたように、交通費または電話料、これは別に実費で、請求があつた場合にはこちらが払つてあげる。こういう制度をつくつたらどうか。財政当局のこともあるでしょうけれども、考えて見ますと、三千六百人で

すよ。何十万もいればこれは別ですけれども、増額の点も、五百円といわす、やはり時勢に合つた一つの方向で行くべきぢやないでしようか。特に最近のベースアップは、一万円アップだとか、あるいはまた平均八千円アップだとかいまして、非常に大幅なのです。それに比べて、十分の一にもならぬような五百円アップなんというのは、どうも私はこの点がおかしいと思うのですね。ですから、現在の時勢に合わせて思い切つて大幅アップして、そしてその処遇改善をしていけば、りつぱな行政相談をやつてくださるんぢやないか、こう思うのです。私は、このまま放置したら、やる人がいなくなるんぢやないかと思いますよ。やつても、会議だけやつて実際の仕事はやらない、何か言つたからといって、それはやはり制度があるものは厳然と守らなければいけない。それが社会秩序にとって大事なことだと思うのですね。だから、現在のよう世の中が乱れているときに、またいへんよくない時期に人権擁護委員という方々の活躍を期待し、また保護司の方々の活躍を期待しなければならない社会体制でもあります。だから、現在のよう世の中が乱れているときに、またいへんよくない時期に人権擁護委員といふふうに基本的に考えたらいのではないかと思うのですが、そういう点で大蔵省とも折衝してきましたから、先ほどから申しますように、で金を使つてやつておられるというようなことが目に見えますから、先ほどから申しますように、でかかるだけやつてあげたい、こう考えておりますが、御承知のように、保護司とか、法務省関係の人まで合わせますと、大体七万人ぐらいになるん

じゃないですか。そういうことで、これとの均衡といふこともござりますので、行政相談委員だけでは三千六百人をそちらでございますが、そっちのほうとの関連もござりますから、非常にむずかしさが現実になつてゐるわけでござります。御指摘のよう、これは法務省とも相談いたしまして、今後できるだけそういう方向で努力してまいりた、かように考えております。

○伊藤(惣)委員 法務省の方いらつしやつて、と思いますが、人権擁護委員のほうにも影響を与える、保護司のほうにも影響が来るということで、されども、やはり大事なことは、熱意があるからただでも動いてくれるのだから、幾らかでもやればいいのぢやないかという考え方がもしあつたらいけないと思うのです。そういう方々に対しても、言わなくてもこちらから真心込めてやつてあげる。強く大きな声で言えばそれを受け付け、言つて、言わなくてもこちらから真心込めてやつてあげる。強く大きな声で言えばそれを受け付け、言つて、言わなくてもこちらから真心込めてやつてあげる。私はそれはいかぬと思うのです。黙つている方々にこそ手を差し伸べて引き上げてあげる。

何か言つたからといって、それはやはり制度があるものは厳然と守らなければいけない。それが社会秩序にとって大事なことだと思うのですね。だから、現在のよう世の中が乱れているときに、またいへんよくない時期に人権擁護委員といふふうに基本的に考えたらいのではないかと思うのですが、そういう点で大蔵省とも折衝してきましたから、先ほどから申しますように、で金を使つてやつておられるというようなことが目に見えますから、先ほどから申しますように、でかかるだけやつてあげたい、こう考えておりますが、御承知のように、保護司とか、法務省関係の人まで合わせますと、大体七万人ぐらいになるん

申し上げたいと思いますが、保護司につきましては、保護司法の十一条の規定によりまして、「給与を支給しない」ということになつております。ただ「予算の範囲内において、その職務を行なうために要する費用の全部又は一部の支給を受けることができる」ということで、いわゆる実費を支給するということになつております。これを四十一年度に比較しますと、四十六年度が千三百円でしたから、百円上がつておるということでありました。その他ケース研究等に出席された場合の出席実費として、四十六年度で二百七十五円であったのが三百二十五円。それからまた、矯正施設に入つておる者が収容になりましてからの受け入れ体制を調査、調整をしてもらつておるわけですが、これが一件やつていただいた場合に、四十六年度で二百七十五円であったのが、五十円アップしました。昭和四十七年度では三百二十五円。これをトータルいたしますと、昭和四十六年度、実費弁償金が十一億一千六十二万二千円、これが昭和四十七年度におきまして十二億七百六万九千円というふうになります。もちろんまだこの増加額は十分とは言えませんで、今後とも法務省においてもこの増額には努力したい、こういうふうに考えておりま

○伊藤(惣)委員 同じことを二回繰り返したくありませんけれども、いま三百二十五円に上げたつてタクシ一代にもならぬぢやないですか。そうであります。もちろんまだこの増加額は十分とは言えませんで、今後とも法務省においてもこの増額にして十一億が十二億になつた。それは確かに大きいかもわかりませんけれども、二百七十

一人にしてみれば、こんなに安い、それでこうせい、ああせいといつても無理だと私は言つております。いま一般の会社だってそうでしょう。月給が安いから働かない人がいるじゃないですか。それで、文句言えは上げる、言わなかつたら上げない、そんなのじゃだめだと私は言つておる。

最近のベースアップだつて、ものすごいじやないですか、一万円台が多くて。それはそれなりの物価高です。あるいはまた、運賃だつて何だつて、もういままでと違つて二〇何%。それからもう東京瓦斯がいま申請しているのは三二・六%。借金もないのに、ほんとうにそういうような大幅な値上げを申請してきている。そういうものについてはいろいろ政府が前向きで検討しながら、何も言わないこういった方々には、たかだかそれくらいの上げ方で、これから順次考えて値上げの一値上げといつても、一円だつて値上げなんだから。だから、こういう安いのではなくて、大幅にやるべきじゃないかと思うのです。

人権擁護委員の関係も同じです。私もやっておりません。この方は自分が仕事を持ちなが一生懸命やつていらっしゃる。やはり好きでもなければできないだろうと思ひます。また社会のために何とかという奉仕の精神はわかります。わかりますからこそ、こんな安くてはダメじゃないですか。もう少し考えてあげてください。しかもその方は毎月呼ばれるのです。行政事務といいますか、それは地方自治体がやつていてるわけでしょう。ですからその方は、問題がありますと、どうなつておるんだということで毎月一べん集まることになつておるのです。それで、上げても年間で五千五百円でしよう。話のほかですよ。この値上げについては法務大臣がきめることですか。

○西岡説明員 主としてそれを原局におきまして、部内で一応検討して、さらに大蔵省と折衝するという形になつております。特に保護局におきましては、実費弁償金の増額を毎年重点的

な政策としまして大蔵省に要求しておりますし、また今後もそうしたいと考えております。

○伊藤(惣)委員 ことは交渉は終わつたわけですか。上げたわけですから……。

○西岡説明員 これから大蔵省と交渉する段階でござります。

○伊藤(惣)委員 あるならば、私の言つたことをよくわかつたとおっしゃるのでから、大幅に率を上げるよう思い切つて大蔵省に交渉していくべきだと思うのです。その点の決意をひとつ……。

○西岡説明員 御指摘のとおり十分努力したいと考えております。

○伊藤(惣)委員 たくさんいろいろありますけれども、同僚議員の質問もありますので、きょうはこの辺でやめておきますけれども、行管長官、先ほど関連していろいろな問題を指摘しましたけれども、特にこういった方々に対しても十分なるあたたかい施策を講すべきだと思うのです。その点で大臣の所感を承つて質問を終わりたいと思います。

○中村國務大臣 四十七年度は五百円アップで予算が通りましたから、今年度はしかたがないと思いませんが、四十八年度、来年度はまた法務省等とも力を合わせまして、そしてできるだけ御苦労に報いるような方向でひとつ努力したい、かように考えております。

○伊藤(惣)委員 全体としては騒いでいいかもしれない。ただ、一部といつても数多くの方々のことは、そこが発展しておるのだから引越してほしいことがあります。何かがあつたらこわい。最近ありませんけれども、昔はありましたね、少年院を出てまわりを荒らすとか。実はそういうことも考えられる。あるいはまた、あの地域をほのかの面の開発を使ってほしい、こういう希望も実はあるわけなんです。初めて問題提起いたしましたけれども、帰つて十分検討し、そうして地元の声を聞いて善処していただきたい、こう思ひます。

○伊藤(惣)委員 ありがとうございました。もう一つあるのです。一言法務省に伺いたいのです。練馬区にある少年鑑別所の件です。住民から移転してもらえないかという希望があるわけですが、練馬区にいる少年鑑別所の件です。住民が初めてだと思うのですが、練馬区の最近の発展によりまして、あの地域のまわりにここが建つようになりました。町のどまん中に少年院があるということは今後大きな問題にならうかと私は思うのです。問題になつてからその対策を考えてもおないので、もし何も考え

てなければ、今後移転の方向で検討し、問題が起きない前に対策を講ずることがいいのではないかと私は思うのですが、その点についていかがですか。

○朝倉説明員 御質問いただきました少年鑑別所でござりますが、現在、家裁その他の関係から一応適地だと認めております。

それから地域社会との関係でございますが、鑑別所は非行少年の鑑別ばかりではございませんで、一般の青少年の就学、それから就職その他についても、青少年の鑑別センターとして御相談に応じておりまして、地域社会との関係もわりに問題ないように理解いたしておりましたが、いま仰せになりましたように、そういう住民の声がございましたら、私、直接関係いたしておりませんが、持ち帰りまして検討させていただきたいと思います。

○伊藤(惣)委員 全体としては騒いでいいかもしれない。ただ、一部といつても数多くの方々のことは、そこが発展しておるのだから引越してほしいことがあります。何かがあつたらこわい。最近ありませんけれども、昔はありましたね、少年院を出てまわりを荒らすとか。実はそういうことも考えられる。あるいはまた、あの地域をほのかの面の開発を使ってほしい、こういう希望も実はあるわけなんです。初めて問題提起いたしましたけれども、帰つて十分検討し、そうして地元の声を聞いて善処していただきたい、こう思ひます。

○朝倉説明員 そのようにいたしたいと思います。

○東中委員 私、細則自体を見せてもらつたんですけど、非常に細部にわたつて規則詰めになつてます。これで少年院あるいは婦人補導院のほんとうの行刑というか、更生というふうなことができるのかということについて非常に疑問を持つわけであります。

○伊藤(惣)委員 たとえば、ここにいただきました青森少年院の、昭和四十四年三月二十五日、達示第一号、「生活のしおり」というのがあります。これが見ますと規則を守れということがずっと通達にも出ておるわけですが、その規則の内容がひどい規定をしてゐる。これは法務大臣が認可をしてやつてきた細則といふことになるわけですから、たとえばこういうことまで書いてありますね。「人が見ていでいやらしいと思うような行ないをすること」は禁じられておる。これに違反すると規則違反、懲罰処分の対象になるわけです。あるいは「心がけなければならぬもの」として、「陰語や符牒を使わざつたり乱暴な言葉を使つたり下品な言葉を使つておきたいと思うのです。

○伊能委員長 東中光雄君。
○伊能委員長 法案に関連しまして、一点だけお聞きしておきたいと思うのです。少年院法と婦人補導院法の「法務大臣の認可」を受け、院長の処遇に関する細則を定めることができる」から、「法務大臣の認可を受けて」という部分を削除することについてであります。これがやられる趣旨を最初にちょっとお聞きしておきます。

○小林(寧)政府委員 少年院、これは二十三年にできたものでございます。それから少年鑑別所も同じでございます。なお婦人補導院、これは三十年にできたものでございます。これらの被収容者の処遇に関しまして、法律及びこれに基づく処遇規則でございますが、長年にわたる運用上の過程で、処遇上の重要なものについては訓示、通達等によって詳細な基準が示されております。

したがつて、これらの基準に基づいて各施設の現地的事項を定めておる細則につきましては、大臣が認可する必要性が薄くなりまして、今回、認可の廃止をして事務の簡素化をはからう、こういうものでございます。

○東中委員 私、細則自体を見せてもらつたんですけど、非常に細部にわたつて規則詰めになつてます。これで少年院あるいは婦人補導院のほんとうの行刑というか、更生というふうなことができるのかということについて非常に疑問を持つわけであります。

○伊藤(惣)委員 たとえば、ここにいただきました青森少年院の、昭和四十四年三月二十五日、達示第一号、「生活のしおり」というのがあります。これが見ますと規則を守れということがずっと通達にも出ておるわけですが、その規則の内容がひどい規定をしてゐる。これは法務大臣が認可をしてやつてきた細則といふことになるわけですから、たとえばこういうことまで書いてありますね。「人が見ていでいやらしいと思うような行ないをすること」は禁じられておる。これに違反すると規則違反、懲罰処分の対象になるわけです。あるいは「心がけなければならぬもの」として、「陰語や符牒を使つたり乱暴な言葉を使つたり下品な言葉を使つておきたいと思うのです。

○伊能委員長 法案に関連しまして、一点だけお聞きしておきたいと思うのです。少年院法と婦人補導院法の「法務大臣の認可」を受け、院長の処遇に関する細則を定めることができる」から、「法務大臣の認可を受けて」という部分を削除することについてであります。これがやられる趣旨を最初にちょっとお聞きしておきます。

い「団体動作特に整列行進は心を合わせて整然と行なおう、列をみだしたり話をするのはやめよう」「お客様や先生お互の間でも礼儀を守ろう」「どんなものにでも落書き傷をつけるのはやめよう」これが規則の内容になつてゐるわけであります。いわばしつけなんですかれども、少年院といつても幼稚園や児童と違つわけでして、少年院に入つてくる人といふのは、社会経験からいえばもう全くおとなですね。そういうところへこういう規則がつくられておつて、その規則に違反したのでは、いかぬという形で出てくる。しかもそれで懲罰される。こんな細則、これは行刑上、自発性を涵養したり更生をさしていくなんといふようなものとは、およそ縁遠い縛りにかけているといふうに思つたのですが、こういう方向が、たとえば通達なり訓令なりできまつておるからもうそのままいける、だいじょうぶだというふうに考えていらつしやるのか。法務省のお考えをお聞きしておきたいわけです。

○朝倉説明員 ただいま御指摘いたしました処遇細則の点でござりますが、先ほど監察局長の御答弁にもございましたように、一応私どもは、法令、それから大臣訓令、通達その他の範囲内で、施設内の生活に必要な、たとえば日課、それから院生が守るべき事項、面会、通信その他の外部との交通の手続なんかをこまかに書いております。

この点、相当規制がかかつていて、よく理解いたしましたが、ただいま御指摘いたしました

たとえば、「日常生活における訓練の方法」という

月五日に改正されておりますが、これを見ますと、

たとえば、「日常生活における訓練の方法」という

のは、「日常生活においては、少年院の職員は、つ

とめて在院者と行動をともにし、自ら範示すこ

とにより、秩序を尊び自己を敬愛し、併せて物を

大切にする習慣を養成するように訓練を施さなければならぬ」、こうなつておりますね。これはこ

とのおりでいいと私は思うのですよ。ところが細

則になると、こういうふうに非常にこまかいこと

になつてくる。

先ほど言いましたはかに、たとえば「学寮生活

で注意しなければならないこと」というこの内容

を見ますと、「ほかの室への出入りはみだりにしな

いこと」「用事のないのに廊下やホール、便所など

ウロウロするのはやめよう」「清掃用具は大切に使

おう、使い終つたらきめられた場所にきちんと整

ておりますが、実際には相当多くの青少年を収容いたし

ております。そこで、先ほど申し上げましたように、やはり院内生活のしつけということによりまして、従来の、どうも幼稚園や児童と違つわけでして、少年院に入つてくる人といふのは、社会経験からいえばもう全くおとなですね。そういうところへこういう規則がつくられておつて、その規則に違反したのでは、いかぬという形で出てくる。しかもそれで懲罰される。こんな細則、これは行刑上、自発性を涵養したり更生をさしていくなんといふようなものとは、およそ縁遠い縛りにかけているといふうに思つたのですが、こういう方向が、たとえば通達なり訓令なりできまつておるからもうそのままいける、だいじょうぶだというふうに考えていらつしやるのか。法務省のお考えをお聞きしておきたいわけです。

○朝倉説明員 ただいま御指摘いたしました処遇細則の点でござりますが、先ほど監察局長の御答弁にもございましたように、一応私どもは、法令、それから大臣訓令、通達その他の範囲内で、施設内の生活に必要な、たとえば日課、それから院生が守るべき事項、面会、通信その他の外部との交通の手続なんかをこまかに書いております。

この点、相当規制がかかつていて、よく理解いたしましたが、ただいま御指摘いたしました

を欠くといふうなことがございましたら、十分

チェックいたしまして、ただいま御指摘いたしましたような点、十分気をつけてまいりたいといふふうに考えます。

○東中委員 「少年院処遇規則」という、昭和二十四年九月十二日、法務府令第六十号。三十年八月五日に改正されておりますが、これを見ますと、

たとえば、「日常生活における訓練の方法」というのは、「日常生活においては、少年院の職員は、つ

とめて在院者と行動をともにし、自ら範示すこ

とにより、秩序を尊び自己を敬愛し、併せて物を

大切にする習慣を養成するように訓練を施さなければならぬ」、こうなつておりますね。これはこ

とのおりでいいと私は思うのですよ。ただ私の言うのは、こ

ういうのを細則できめて、規則ということでやり

だしたら、これはもうたいへんなことになるん

じゃないか。「食堂に入る前に口をすすぎ、手を洗

いましょう」「感謝の心で食事をいただきましょ

う」、これは規則なんですね。これはむしろ教育と

か補導とかいうことではなくつてしまふん

じゃないか。これは子供のしつけ。おとなつて、

それに従うこと、そういうふうにやるのはいいこ

とだと思うのですよ。ただ、感謝の気持ちで食事

をいただこうというところまでいきますと、要す

くは、それが非常に必要だと思ひます。

○中村國務大臣 直接は法務省の所管でございま

すが、この大臣の認可を廃止する件についても、

行管長官としてお答えいたしたいと思います。

いま読まれました細則というのには、一つ一つ東

中君の御指摘のようにあたりませんことですが、

私はかつて法務政務次官をいたしておつたとき

に、少年院とか補導院をいろいろ視察に行きましたが、集団で二十人も三十人もあの若い元氣のい

い少年が一緒に入つておりますから、やはり、い

ま読まれたようなしつけというものはみんな守

らうといつたのを中君の御指摘のとおりに入れないと、それはも

う個人個人にかかるなことをやらせたらどうにも

ならない。やはり私は、これは一つの集団生活の

指針だ、そのためには一人一人がこういうふうに

やらなければならぬといふことの細則だと思うの

です。それから婦人補導院のところも、これはい

ろいろと皆さん方が想像のつかないような姿がや

はりあるのですね。一人一人が人間としての道を

やつて人に迷惑のかからぬようしつけていくつ

て、それが一緒になつてこうやつていくのですが、きびし過ぎるようと考えられる点もあるいはあるかもしれません、集団生活、しかも少年院なんといいますと、元気一ぱいで、一つの中へ行動していきますから、やはりこういう基準というものがあればいいのじやないか。

大臣の認可といふものを廃止した一つには、基本的にやはり處遇を厚くするということ、人権を尊重してできるだけ處遇を厚くしていく、これは最近の方向としては当然のことございます。補導院に入つておる婦人でも、あるいは少年院に入つておる少年でも、やはり基本的人権を尊重しながらまつすぐな道を歩くように補導していく必要があります。

私はできないことはない、こういうふうにも考へてあります。そういう貴重な資料がどこにどう、いろいろに保存されておるのか、外務省のほうでも調べてみますが、また木原さんのほうでもそういうお気づきがございましたら御教授を願いまして、ひとつ外交ルートで交渉をしてみるとることにします。アメリカに押収されたいろいろな資料の中には貴重なものがありましょう。あるいは個人が持っているというようなものがありましたら、その個人にも頼むという道もあるし、買うというようなことも、ものによってはしてもいいかと思いますが、できる限り努力をいたしますから、御協力のほどをお願いいたします。

○木原委員 実はおっしゃいましたように、二、三の学者がかなり具体的なレポートは出しているわけでありますけれども、実際にそれがどういう形でどのくらいあるかというのは、個人の学者の人たちの努力だけでも必ずしも全貌が明らかでありますわけではありません。したがいまして、きょう総理府の総務副長官にもお出ましを願いましたのは、何人かの学者がたいへん貴重な資料があるということを現証もし御報告をしているわけでござりますので、できましたら、公文書館なり、あるいは国立国会図書館なり、それぞれの機関があるわけですから、ひとつ総理府のほうでお骨折りをいただきまして、まず、どういうものに向こうに行っているのか、少なくともそれを調査をするような小機關をぜひつくって御努力をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○砂田政府委員 内閣、総理府の関係の公文書で米国にいまだ接収されているそのころの確認を、実は国立公文書館のほうでも御努力を願っているところでございますけれども、私も、いま木原先生御指摘の学者の方が、アメリカでたいへん御苦労なさつて調べてこられた資料も拝見いたしました。たいへんな御苦労であつたと思うのですが、これを拝見いたしましたても、どうも公文書の接収は各省並びに外務省とも十分協議いたしまして、で

かかるだけ返還を急ぐような努力をしてまいりたい。どうしても返還がむずかしいものにつきましては、コピー等でも何とかとつてきたい、かようになります。せっかく努力をいたします。

○木原委員 いろいろな問題がすでに出ております。それによりますと、これは大事な問題だから、外務省をひとつ窓口にして返還するようになりますと、いろいろのルートは外務省に御努力願わなくてはならぬと思うのですが、一体何がどの程度にあるのか、はたしてその中でどれだけのものが返しでもらわなくてはならないような性質のものなのかということが必要だと思います。

それで砂田副長官、いま御答弁いただきましたように、ぜひ御協議願うような調査機関をつくっていただきたいということとあわせまして、一部のもの、たとえば防館室関係のものは戦史関係で早くに返つておりますし、これは戦史室に保管をされておる。これはどういうわけか非公開といつていただきたいということとあわせまして、一部のもの、たとえば防館室関係のものは戦史関係で早くに返つておりますし、これは戦史室に保管をされ、秘のほうが多い、おれの国に置いたほうが利用価値があるのだという発言があつたという話を聞いております。ですから、必ずしも返還について心証がいいというわけではないんだ、こういうふうに申す学者の人たちもおるわけであります。したがいまして、私どもとしましては、歴史的な資料は言うまでもございませんが、公文書その他は、現にやろうとしておりますように、公開をする、こういう措置も含めまして、ひとつ返還に向けての努力をお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○砂田政府委員 やはり二つに分けて考えなければならぬかと思います。一つはまず返還をしてもらう、それから返還をしてもらった図書、公文

書類をどう保管していくかという問題、二つに分けて考えなければならないと思います。

いま木原委員のおっしゃいましたように、防衛庁の関係の資料等はほとんど返しているやに聞いております。これは防衛庁の史料編纂の係のほうで保管をして、防衛庁自身で戦史等の作業をしておられるように聞いております。各省庁によりまして、自分の省の関係の文書で返ってないのは何と何だということを明確にしておられるところもあるし、同じものがコピーの形でこちらにもほどんどそろっているので、あらためて返還というものはさして必要でないというお考えの省庁もあるようでございます。歩調が十分合っておりませんので、まず返還をしてもらうという問題につきましては、私どもで各省庁の人と協議をいたしまして、窓口は外務省にお願いをして折衝していただきたいと思います。

それから、返つてまいりましたものの公開、非公開の問題は、いろいろ問題があろうかと思うのです。公文書の場合は、必ずしも全部が公開できるかどうかは問題があろうと思うのですが、ただ図書類につきましては、当然公開をするべきだと考えますし、その場合は国立国会図書館等に返してもらえば、これは公開が原則でございますから、先生の御心配のようなことはなかろうと思います。せつかくひとつ努力をいたします。

○木原委員 それからもう一つ、これは学術会議が、先般沖縄の復帰に関連をいたしまして、ちょうど復帰した時点で占領関係のさまざま布令、そういうものが散逸をしないようになります。あるいはまた日本の占領当時の例等にかんがみまして、それらをたとえアメリカのほうが本国のほうに持ち帰るというような、あるいは措置があるかどうかわかりませんが、いずれにしましても煙滅をしたり散逸をしたりしないために、大急ぎで沖縄の裁判資料を含めた公文書等について厳重にひとつ保守をするよう、こういう申し合わせが行なわれたやに聞いております。何か政府のほうにそれが提出されるのだといふやうにも聞いておりますけ

というか、カテゴリーというのが一向にはつきりしない。あらわれました現実について、どうもそれは戦闘作戦行動ではないのだ、それは補給活動であろうとか、あるいはそれは割り切ったのだとか、こうういろいろな具体的な事例についての御答弁がございましたけれども、しかし、そのよるべき基準になる戦闘作戦行動というものについて、ちゃんとした概念なり規定というものをお持てないのかどうなのか疑わざるを得ないのでですが、

○福田国務大臣 防衛局長、来ておりませんので、
どうでしょう。
条約局長のほうからお答えさせます。

○高島政府委員　ただいま先生の御質問の趣旨は、戦闘作戦行動とはどういうことかというお話をございますが、事前協議に関する条約第六

して、そこに書いておりますことは、「日本国から行なわれる戦闘作戦行動のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用」、これが事前協議の対象になる、こう書いております。そこで、從来から私たち政府のほうで、この対象になる基地の使用と申しますものは、どういうことなんだということで一般的に説明しておりますのは、米軍がわが国に施設、区域から発進していくときの態様が直接戦闘に従事することを目的とした作戦行動である、そういうものをいう、こういうことでございまして、要するにわが国の基地を発進するときの態様 자체が戦闘任務を持つて行なう、戦闘任務を持って発進するということをとらえてこの事前協議の対象になるというふうに申しております。

ですが、それに関連をしておるのであります。大臣の御答弁その他のも聞いてきたわけですが、きわめてあいまいなんですね。しかも具体的な事例としてあらわれてくるものは、これは客観的に見れば、明らかにベトナムならベトナムの戦闘に少なくとも関連をして作動をしておる、そういう分野のものが多い。しかも、今までの事例の中でもそうですがれども、どこからどこまでが戦闘作戦行動で

準がはつきりしないものだから、これが戦闘作戦行動であつて、これはそうではないのだという、それを検証するものがこちら側に何もない。向こう側の通告だけですか。たとえば、岩国からファントムが飛び立つた、向こうに行つたらしく、こないうことがあるのですが、しかし、それが飛び立つときは、たとえば戦闘任務を授けられていましたときの権限は、こちら側にはないわけですね。

○高島政府委員 事前協議はもちろん米側の義務でござりますので、米国がそういう目的のために日本の施設、区域を使用するということではござりますので、これは当然米側の義務としてわれわれども、しかし、そのことを検証する、はつきりさせる権限は、こちら側にはないわけですね。

日本側に事前協議をしなければならないということになりますと、非常に重大な問題でございますので、わがほうといたしましても、そのような事前協議の対象になるような事態があつた場合には、これにおいて全然事前協議を回避するということになりますと、非常に重大な問題でございますので、わがほうといたしましても、そのような事前協議の対象になるという場合には、当然米国からあらためて日本側に同意を求めるようにしむけるといふことがあります。その場合の検証のしかたといふことは、これまで、これは従来から政府が申しておりましたとおり、米軍の日本の施設、区域の使用の実態、態様と申しますか、そういう観点からとらえて検証いたしますので、命令を受けたかどうかといふだけが問題ではございません。

○木原委員 態様、実態を調べたことはございましたが、

らは、岩国を立ちまして、たいていはフィリピンの基地に向かつて飛んでおるのでありますし、そこでしばらく給油なり休んで、それから南ベトナムに向かう。南ベトナムにおいてさらにいろいろ整備した後に、おそらく戦闘作戦行動に入つてゐるのではないか、こういうことでございまして、いずれにせよ岩国を立つときは、戦闘作戦行動に直接参加するという命令を受けておりませんし、またそのような準備をしておりません。

○木原委員 大臣にお伺いしたいのですが、ベトナム戦争の見通しといふものについてどんなふうに御判断なさつておられるのですか。

○福田国務大臣 ベトナム戦争につきましては、これは南北両国民の間に和平を求める空氣、これが非常に多い。私はもう満ち満ちておるというような感じがするのです。そういうようなことから考えまして、これはいすれは和平というか、平和の日が来るであろう、こういうふうに見ております。ただ、そこへ至るまでのかけ引きというか、それがある。今日はその段階である。そんな感じがしてならないのです。ですから、いまアメリカのほうではたいへんきびしい政策をとつております。とつておりますが、一方においてアメリカは抜け穴というか、和平への道も開いておる。即時停戦ということになれば、四ヵ月以内には全米軍の撤退をする、こういうようなことも公にしておりますが、これはかなり思い切つたそういう意欲を示しておる。そうすると、お互いに武器を捨ててテーブルに着くという日がおのずからやつてくれるであろうと思いますが、その際も私は、おそらく南北両当局、お互いに七項目、八項目といふことでいままで対処してきましたけれども、かなり私は含みのある交渉が行なわれるのぢやないか、そんなような感じがしております。とにかくこれは、私の見通しでありまして、そういうふうにいなければけっこうですが、あるいはいかない場合もなればいたしませんが、私はそういうふうにならないように、もう一日も早くという気持ちで情勢をながめておるということです。

○木原委員 国民の中ではやはり、ベトナム戦争が、あるときは平和的な解決の展望が立つやに見え、それがまた一転してたいへん激しい戦闘状況が展開をする。しかも戦闘の態様が激しくなれば、このたびのようにさまざまな角度で、ともかく日本の基地がベトナム戦争につながっているような状態が目の前に出てくる。さらに戦闘が激化すればこのような姿が続していくのではないのか、こういう心配を持つてゐると思うのですね。したがつて、これは大臣おっしゃるように、いろいろなかけ引きもございましょう。しかし、いずれにしましても、戦闘が激化していくのじゃないのか、こういうところに一番心配を持つてゐると思うのです。ですから、もしそれであるならば、そういう状態に対して、国民の願いといふか、意思を体して、しかば日本政府としてやることはできないのか、何をやつたのか、こう問わざるを得ないようない姿があるわけです。全然離れた遠い関係のないところならばそういうあれも出てこないわけでありますけれども、いかんせん、現実の問題として私は、沖縄の基地あるいは国内の本土の基地がつたな姿があるわけです。全然離れた遠い関係のないういう心配が強いと思うのです。ですから、もし、そういう展望であれば、そういう状況の中で日本のベトナム戦争に対する一つの意思表示といふか、立場というか、和平への努力というか、やはりそういうことについてのお考えというものは今お持ちじやございませんか。成り行きにまかせることでございますか。

○木原委員 国民の中ではやはり、ベトナム戦争が、あるときは平和的な解決の展望が立つやに見え、それがまた一転してたいへん激しい戦闘状況が展開をする。しかも戦闘の態様が激しくなれば、このたびのようにさまざまな角度で、ともかく日本の基地がベトナム戦争につながっているような状態が目の前に出てくる。さらに戦闘が激化すればこのような姿が続していくのではないのか、こういう心配を持つてゐると思うのですね。したがつて、これは大臣おっしゃるように、いろいろなかけ引きもございましょう。しかし、いずれにしましても、戦闘が激化していくのじゃないのか、こう激化をしていけば次第にいまのような形で日本の基地がともかくベトナムにつながつていくような姿が相次いでまた出てくるのではないのか、こういうところに一番心配を持つてゐると思うのです。ですから、もしそれであるならば、そういう状態に対して、国民の願いというか、意思を体して、しかばな日本の政府としてやることはないのか、何をやつたのか、こう問わざるを得ないようない姿があるわけです。全然離れた遠い関係のないところならばそういうあれも出てこないわけでありますけれども、いかんせん、現実の問題として私は、沖縄の基地あるいは国内の本土の基地がつながらっていくような態様が出てきておるだけに、そういう心配が強いと思うのです。ですから、もし、そういう展望であれば、そういう状況の中で日本のベトナム戦争に対する一つの意思表示といふか、立場というか、和平への努力というか、やはりそういうことについてのお考えというものは今お持ちじやございませんか。成り行きにまかせるということをございますか。

見ておるわけです。隣邦といたしましてああいいう悲惨な状態を座視するということはよろしくない、こういうふうな考え方を持ち、戦争の当事者でもなく、また戦争の背後勢力でもない日本ではありますけれども、何か機会がありますればそれをとらえて和平への貢献をいたしたい、そういうような気持ちを持っておるわけなんです。さらばにそ、いまそういう方向の努力もささやかながらいたしておるつもりなんです。ただ、いかんせん、今日のこの時点におきましては、非常に南北の關係が灼熱をしておるので手の出しようもないのですが、機会が到来する、鎮静化する、そういうような際におきましては、また、かねてからの考え方に基づきまして最大限の努力をしてみたい、こういう気持ちでございます。

こういう感じもするわけであります。逆に、たとえば沖縄が復帰をすれば、あそこには安保が適用され、したがって事前協議制というものでチニックができるのだ、こういうことが繰り返し、われてき、今日を迎えて、それが必ずしもそういうふうには作動をしない、むしろ不安のほうが拡大をしていい、こういうような状態があるところに私はやはり問題があると思うのです。したがって、安保条約のやはり解釈上の大きな問題がそこにあるわけでありますけれども、しかし、もしいまの大臣のおことはでござりますと、それにもかかわらず、何らかの機会をとらえ何らかの問題をとらえて、日本の国民の意思を体した平和への努力なり貢献なりをしたい、こういうことだと思うのですが、具体的にはどうですか。安保条約との関係その他でわれわれはなし得ることをなしえない状態にあるのかどうか。

は、わが国は米軍に基地を提供しておる。この基地から補給を行なう、あるいは兵器の修理を行なう、そういうことは認めておるわけありますから、これはそのとおりして差し上げる責任がわが日本としてはあるわけあります。

それから、安保条約によりますれば、わが国は、基地から米軍が戦闘作戦行動のために発進する、そういう場合におきましては事前協議にこれを付する、アメリカ側にそういう義務があるわけです。それに対しても、わが国は、たゞ事前協議がありましても応諾をしないと、いう方針をきめておる、そういうくらいなかなかまえをとつておるのであります。その点は私は、北ベトナム側におきましても高く評価してしかるべきわが国の政府の態度である、こういうふうに見ております。

現実はどうか、こう言いますると、北爆が始まつたあの最中に北ベトナムの産業視察団が来訪をしておる、わが国の各地をあの爆撃が行なわれておる最中に視察いたしまして、そしてわが国に世話をになつたことを感謝しながら帰つておる、そういうような状態でございまして、私は、北ベトナムが日米関係で置かれておる立場といふものにつきましては十分な理解は持つておる、また日米安全保障条約の運用におきましても、きわめてつしませんけれども、私どもはこれが鎮静化いたしましたその暁におきましては、できる限りの努力をしてみたい、またそれができる状態は決してそこなわれておらぬ、そういうふうに見ております。

○木原委員 私はこの席で申し上げいかどうかわかりませんけれども、ざっくばらんに申し上げたいと思うのですが、私は一昨年ハノイへ参りました。北ベトナムのほうも日本に対しても感謝をしておるんではないか、評価をしておるんじやないかというおことばがございました。しかしハノイの人たちは、たとえば沖縄の基地の問題の或ります。

行きについて非常に注目をいたしております。北の人たちにとっては、日本との関係はまだ国交の回復が未処理でございますし、それから、あの雌争のあとで問題も未処理、そういう状態の中で、現実にやはり、沖縄の基地から発進をしてくる飛行機や艦艇によってわれわれは攻撃を受けています。なんだ、こういう認識があつたわけであります。しかし、それにもかかわらず、大臣のことばの中に、たびたび南北の灼熱をしたというお話をございまして、いかわかりませんけれども、ないような印象を受けました。北は北として社会主义的な国の建設をはからうとしておるし、南は、これから独立した民族国家、民主主義の国家としてやっていくんだ、こういうたてまえがございますけれども、民族的な交流といいますか、同和といいますか、そういうものは非常に旺盛でございまして、三十八度線をわれわれが見た印象では、不幸なことに朝鮮の場合には非常に南北関係がきびしい姿がございました。しかしふトナムの状態は、やつておられるのはなるほど南の政府軍といふのはありますけれども、どうもやはりアメリカとベトナムの戦いだ、こういう印象が非常に強いわけであります。また南出身の人たちが北にはたくさんおるわけですね。そのようなことから考えますと、どうも民族的な交流というものが非常に強い。したがつてが国で見ておるような状態ではなくて、やはり民族的な交流というものが非常に強い。したがつてこの戦争はアメリカとベトナムとの戦いだ。それで、もしアメリカのような外國の勢力がいなくなれば、民族同士の話というのは樂ちについては、責任上一緒にやれないけれども、そういう責任者を除けば、われわれはいつでもサインゴンへ協力をして、民族の自立の政府をつくつてやる条件が熟してくるんだ、こうすることを新

言をしてはばかりないような空気があるわけですね。一種の民族的な自立を目指すような戦いですから、複雑な要素がござりますけれども、われわれの今までの概念で割り切れないような姿が満み足ちている。アメリカの読み違いも何かその辺にあるようと考えるわけなんです。

したがって、そういう意味では、私どもは、北のほうとはいまだ国交が回復をいたしておりませんけれども、いま外務省の中でいろんな努力をなさっているという動きは、私も承知はいたしておりますけれども、ベトナム全域がたいへん流動的な状態の中で、いまのような戦闘が行なわれておる、こういう事態を的確に把握をすれば、わが国としてもやることができるいろんな問題があるのではないか、こういう感じを私は抱いておるわけであります。

そこで、やはり一つ問題になりますことは、そういう状態の中での戦争について、われわれはアメリカとの間に安保があるから、この戦争に対しても少なくとも中立的立場というものは守れないという立場なのかどうかなのか。あるいはまた、安保があるにもかかわらず、われわれはそういうベトナムの状態を踏まえた上で、独自にベトナムの平和のためになすべき道があるのかどうなのか。

こういう問題が残るのですが、わが国の厳密な立場というのは、このベトナム戦争に対しては中立ではないんだ、こういうことなんですか。心情的にはともかく、安保を前提にしてアメリカとの關係の中で、厳密な中立ということではないのだとお考えなのかどうか。ひとつお伺いしておきたいと思います。

する補給でありますとか、あるいはその基地における兵器の補修でありますとか、そういうことにつきましては、アメリカにその行動を許容することは、アーリカにその行動を許容するという責任がある。そういう限りにおきましては、これは関連がない、こういうふうには言いません。関連がある。あるけれども、どこまでも私どもは北ベトナムに敵性を感じておりますから、私はわが国民の中で、北ベトナムと戦争をしているのだというような考え方を持つてゐる人は一人もおらずと思います。また実際問題として、日米安全保障条約に基づく補修、補給というような行動を米軍に許しておくというだけのことなんです。おそらくまた、北ベトナムの方々にいたしまして、日本に敵性を感じておる、日本は敵国である、あれば、あの爆撃下において視察団がわが日本各地を視察して回ることはあり得ないことじゃないか、そういうふうに思ひます。

○木原委員 アメリカだけに対して、アメリカの戦闘行動に規制を加えるという行動、これはわが日本としてはこれまでん。

われわれは、ベトナムとは国交も回復をしていない。これに発言権がある立場ではございませんから、われわれの立場を貫いていこうとすれば、戦闘当事者であるアメリカの側に対しても、やっぱりきちんとした姿勢を示すべきだと私は考えるわけなんですが、大臣のおことばだと、問題がやや一般的になりますと、日本としては適切な何か行動なりアプローチなりができないような感じもいたします。しかし、そのことはもうこれ以上議論をいたしません。

もう一つ、そういう中でも北ベトナムとの関係は改善をしていきたい、あるいはまた、観察団が来たというお話をございましたが、そういう経済交流なり、あるいは人文交流なり、文化的な交流なり、あるいはまた、その先の見通しとして国交を回復していく、こういう展望と立場は貫いてお持ちになるお考えでございますか。

○鶴田国務大臣 不幸にしてベトナム半島は南北に分断をされておる。その南の政府とわが国は平和条約を結んでおる、こういう関係にありますものですから、おのずから北に対しましては、南と同じようなつき合いはできません。できませんが、それはそれなりに南の様子も見ながら逐次北との間でも交流を始めていきたい、そういうふうに考えております。つまり、文化あるいはスポーツ、あるいは経済、そういう面におきまして、いまはちょっと灼熱状態ですからむずかしいうござりますけれども、これが平静になりますれば、そういう順序で逐次交流を広めてまい。それがまた南北の和平というような問題にも私どもが介入し得る基礎開拓にもなるか、かように考えておるわけであります。

そういうようなものを南北に對しても從来は何がしかつたやに聞いておりますけれども、北のはうに對しても当然、いわば平等のような原則でそういうことをやつしていく、こういうこともやるといふように解釈してよろしくござりますか。

○福田国務大臣 人道上の援助につきましては、北につきましてもこれをいたします。現にかなりの金も出して、チャウライ病院という病院を建設しておりますが、これはサイゴンの近辺につくるわけです。しかし和平でもできますれば、これは南北両方の方々のために奉仕するという役割りを尽くさせたい、かようにも考えております。

○木原委員 この問題でもう一つ最後に伺つておきたいと存ります。

そういうことになりますと、御承知のとおり現在はたいへん灼熱した状態です。そうしますと、南北との国交回復の問題は、あるいは和平の成り行きの中いろいろ対応が変わつてこようかと思ひますけれども、先ほど来私ども申し上げましたような、交流を重ねていく中で国交回復はすみやかに実現をしたいんだ、こういうふうに解釈してよろしくうござりますか。

○福田国務大臣 とにかくベトナム半島の問題は、パリ会談が再開される、これが先決問題だとと思うのです。そしてジュネーブ精神というか、ここに従つて南北の間に平和が到来する。さらに先に行けば南北が統一されるというようなことになれば、一番理想的な形じやあるまいか、そういうふうに考えております。そういうふうな過程をたどるその段階、段階においてわが國が北にどういうふうに対処するかという問題か、かように存じますが、そのケース、ケースに応じて友好の精神を持って対処していくということでしょうと、まあいま思つておりますが、とにかく友好裏に北とも接觸を続ける精神は堅持してまいりたい。はつきりそぞういうことを考えておるということを申上げておきます。

○木原委員 もう一つ問題をお伺いして終わりたいと思うのですが、実は気になつております例の

尖閣列島の問題でござりますけれども、少し伺つておきたいと思います。

これは、御承知のように、あらためて防衛庁のほうでは尖閣列島に防空識別圏を設定いたしました。しかもそれが現在のところアメリカの飛行機によってパトロールされる、こういう状態になつて、いるわけなんですが、この尖閣列島の問題につきましては、何か中国のほうからも国連のほうに領有権を主張する文書が提起された。わが国としてはそういうものに対してどういうふうに領有権を主張していくつもりですか。

○鶴田国務大臣　わが国とすれば、尖閣列島がわが国の領土であるということについては、一点の疑いも持つていません。それに対しまして、一昨年ごろからあの近辺で油が出るという話が始まると、まず国民政府が、尖閣列島はわが国の領土であると言います。続いて今度は北京政府のほうも、そういうことを言い出す。心外に思つております。しかし私どもは、あの島はわが国の領土であるということについては一点の疑義も持ちませんから、持ちませんという立場に立つて諸行政措置を講ずる、こういうふうに考えておるわけであります。

この間、いま御指摘のよう、国連で中華人民共和国のはうからサー・キュラーが回されたということ通知を受けました。これをほつておくわけにはまいませんものですから、わが国もそれに対して、あれはわが國のものであるという内容のサー・キュラーを回すということにいたしておりますが、しかし、もの言いがついておりますから、これは荒立てないほうがいいと思っております。荒立てないような措置、これは国民政府側に対しましても、かたがたわがほうにおきまして、ことさらこれが誤りなくそういうふうな結論になるように万

全の対策をとつておるというのが現状でござります。

○木原委員 荒立てないという御方針なんですが、現実にわがほうも領有権を主張しておる。一点の疑いもない。しかしあらためて中国のほうから領有権が主張されてきておる。そうなりますと、さしあたつて私ども一番心配いたしましては、先ほど申し上げましたように、尖閣列島を含むたとえば防空識別圏が設定をされ、バトロールが行なわれる。そうしますと、中国の側からも領有権を主張しておりますから、やはり同じようなバトルを行なう権利を向こう側も主張すると思うのです。だから一番心配になりますのは、荒立てないというわけですけれども、バトロールで接触その他の不測の事態が起こらないかどうかということです。その点についての見通しみたいなものはどうですか。心配しなくてもいいことなんですか。

○福田国務大臣 いまのところ私は心配はないと思うのです。当面の問題は国民政府でございますが、国民政府側においても、主張は主張といたしまして、行動についてはたいへん注意深い態度をとろうとしておる。そういうふうなことから、問題は当面は起らぬ、こういうふうに見ております。

○木原委員 もう一つ。先ほど大臣がおっしゃいました、油の資源がたくさんある、こういう問題ですでにわが政府にも、調査なり発掘なりの申請が出てるやに聞いてるわけであります。そうしますと、これはさしあたって、なかなか許可をするという段取りにはならぬと思うのですが、それについても慎重に扱つていくという方針でないと、何か手をつけますと、それぞれの主張がエスカレートしていくような感じがするわけですが、その点についての配慮はどうでしょう。

○福田国務大臣 これは尖閣列島の島並びにその領海の問題とは違う問題なんです。つまり大陸だなどいう尖閣列島領域外の問題なんです。これは、それに対する権利を主張する国々と話し合って、

そうして処置をするという態度であります。これについては問題はなからう、かよう思います。

○木原委員 そうしますと、そのことを含めて申しますが、先ほど来ありましたが、たとえば国連の場等で中国側もあらためて主張しておるわけありますから、中国側と接触をして話し合うと申しますが、何か話し合いをしていかなくてはならない状態になつてゐると思うのですが、中国との関係が根本的に改善をされるまでこの問題はこのままの状態で残つていくものなのかどうか。

○福田国務大臣 事、経済の問題ですから、あるいは政治問題に關係なく話し合いがつけばやっていけない問題じやないと思ひます。しかし、實際問題とすると、やはり日中交の正常化ができるないと話し合いができないのじやないか。実際問題とするとそれを待つばかりのじやないか、そういうふうに思ひます。

○木原委員 そうしますと、成り行きによりましては、中国との改善の問題があるわけでありますけれども、その中でやはりこの領土問題と、うのはどうもなかなか深刻な問題をはらみがちなものですから、いろいろ不測の問題が起つてきはしないかという心配がわれわれもあるわけあります。そうしますと、尖閣列島の問題は、結局、中国との国交回復の中の一つのテーマとして、条件がお互いに整つて国交回復について論議が行なわれるとか、あるいは話し合いが行なわれる、そういう中で解決していく以外にはないのだ、こういうふうに解釈してよろしゅうございますか。

○福田国務大臣 尖閣列島問題は大陸だなとは別ですけれども、これはどこまでもわが国の領土ですから、これは譲るわけにはいきません。しかし、大陸だな問題は別の問題といたしまして十分話しまして、いかに解釈してよろしゅうございますか。

○木原委員 私がお尋ねしましたのは、大陸だなの問題ではなくて、尖閣列島の領有権の問題。私が、その点についての配慮はどうでしょう。

○福田国務大臣 これは尖閣列島の島並びにその領海の問題とは違う問題なんです。つまり大陸だなどいう尖閣列島領域外の問題なんです。これは、それに対する権利を主張する国々と話し合って、

こういう立場をとつておるわけであります。しかしながら、台湾を含めまして中国側はそうではないのだ、異を唱えているわけでありますから、やはりその措置の問題は、国交回復について話し合つ中の課題なのか、あるいはもう全然別のテーマとして、向こう側の異論に対しては別個の対抗措置をとつていくことなんですか。

○福田国務大臣 とにかく私のほうでは、尖閣列島の領土問題を話し合う考えはありません。これはもうわが國のものであつて、これはわが國のものであることを確認してくださいよなんという話をする必要のない問題である。わが國の領土であるということでどこまでも主張すべき問題である、こういうことでござります。

○木原委員 これで終わりたいと思ひますけれども、ただその際、やはり何か問題が残ると私は思うのです。というのは、いま申し上げましたように、心配いたしますのは、現在はアメリカの空軍その他が、来年度からはわが国の自衛隊が何かが、当然領土であるという前提で尖閣列島をバトロールする、飛行機なり艦艇なりがこの周辺を警戒する。そうしますと、その際に、領有権を主張しておる中国側がやはり同じようなバトロールをする。そういう権利を主張すると私は思うのです。そういう際はどうなさるのですか。

○福田国務大臣 そういう際には、どこまでもわが国の領土であるというたてまえを堅持して対処していくほかありません。それは、九州はおれの領土だと主張されたら、何かそちらと話し合ひを始めなければならぬか。それはそういうことではありません。わが国の領土はどこまでもわが国の領土である、それに対して領土としての所要の措置を講ずる、こうしたことなんです。ただ、いま非常に機微な国際関係があることは、木原さんも私ももう同じ考え方だと思います。そこで、事を荒立てないというところに主眼置いて対処したい、こうしたことだと思います。

○木原委員 事を荒立てないといふ原則は私も賛成です。しかし現実にそういうバトロールが行な

われ、しかも沖縄にあるアメリカの部隊が、暫定的ですけれども、来年の一月ごろまでは日本側にかわってバトロールをするような仕組みになっておる。しかも、現にベトナムで戦つておる戦闘部隊と直結をしているアメリカの部隊が沖縄には存在をしています。あれこれ考えますと、事を荒立てないのだというわけですけれども、どうもこちらとしてはあたりまえのことをやつてることが刺激を与えるといふようなことにもなる。そういうことになりますと、ほかの分野にもいろいろ影響を及ぼしていくのではないか、あるいはまた不測の事態が起つてくるのではないかと、そういうことを思はせてはかかるべき話し合いをする場なり主張する実は心配をするわけなんですね。

ですから、事を荒立てないといふ大臣の御答弁の中には、やはりセーブすべきものはこちら側としてもセーブして、そしてこの領土権の主張についてはかかるべき話し合いをする場なり主張する場合があるわけですから、少なくともそれに影響を与えないよういろいろな面ではセーブしていく。大陸だなの開発の問題につきましては、大臣からいまたびたびお答えをいただきましたように、これは別個の経済問題として、半分に割るといふような原則があるそうですけれども、そういうふうな形で処理をしていく。そういう段取りで、特に大事なことは、事を荒立てないといふ中に、バトロール等についても一定のセーブを加えてなるべく穏やかに持つていくのだ、こういうふうに解釈してよろしゅうございますか。

○福田国務大臣 大体そういうことです。当面の必要最小限の措置を講ずるにとどめておく、そういう考え方でおります。

○木原委員 終わりたいと思います。

○伊能委員長 和田耕作君。

○和田(耕)委員 去年の七月の中ころにニクソンの訪問が行なわれてから早くも十ヶ月を経過しているところでございます。私たちも、あの訪問で声明が行なわれてから早くも十ヶ月を経過したときには、これは様子が変わってきたなという感じを持つ中に、やはり二、三割は、こういうことはなかなか一へんには解決

しない、国際状態に新しい平和の風が吹いてくるとはなかなか思えないという心配もあったのですけれども、その後十カ月の経過を顧みてみまして、その直接の影響と思われる、国連では中華人民共和国が中国の正統政府として承認される。そのあとで印バ戦争が起って、これはどうかと思うけれども、これも大きな新しい流れを変えるようなものではなくて、逆にこれを促進するような結果にもなっている感じもする。そういう事態が続いてまゝ、そうしてニクソンの訪中が実際に実現をされる。予想以上に何かの平和の話し合いがあつたのではないかという憶測が行なわれてきた。そうして五月十五日には沖縄が返還をされた。時あたかもいまのベトナム戦争が予期に反して相当の緊張状態に達しておるけれども、これは一つの極地的な平和への最後の難産のような感じにも受け取れるし、しかし、ことによつてはこれはたいへんめんどうな問題になるという感じもするのですけれども、その過程で、裏で戦つているといわれるニクソンさんとソ連とは現在モスクワで平和的な会合をやつておるという十カ月の大きな流れを顧みてみると、やはりこのニクソン訪中以後、国際状態は新しい局面に入つてきただのだ。つまり、その方向は、今までの冷戦構造から新しい、何はどうあれ、もっと平和な緊張緩和の状況に入つておる、そういうふうな変化は確認していくと思うのですけれども、大臣はその問題について、この十カ月の経過を見て、この流れをどのように判断なさつておるのか、それを最初にお伺いしたい。

対決の姿勢にあつた米中が対話の姿勢に転する、こういう大きな変化があつたわけです。そういう世界的な大きな規模におきまして、この十ヵ月に緊張緩和という空気が大きく出てきておる、私なりますが、まあ非常に大きくとらえますと、緊張緩和の方向である、こういう見方です。

○和田(耕)委員 私もその見方に同感なんですが、けれども、そういう状態のもとで、日本の外交といたのは、特に今まで台湾、韓国あるいは南ベトナム等々のアメリカの影響下の国々と密接な関係のあつた直接現場の日本なわけですから、外交を推進していく場合に非常に御苦労なさっておるだけれども、しかし、大きな方向としては、この十ヵ月に展開された方向に向かって、日本もできる限りこの方向に沿うよう前に進むをしていかなければならぬというふうに私は思うわけです。

そこで、昨日、佐藤総理大臣が外務委員会で、中華人民共和国は中国を代表する唯一の正統政府であるというお答えをなさつたようです。大臣と同席なさっておられたと思うのですが、これには大臣もむろん異議はございませんね。

○福田国務大臣 これは前と同じことを総理はおっしゃっているのです。つまり前のとばでは、中華人民共和国は中国を代表する政府である、いうのですが、代表する政府であるということは、中国は一つであると言つている総理でありりますから、これは唯一正統だ、こういうのとちつとも違ひません。

○和田(耕)委員 その場合に、台湾も中華人民共和国の領土であるということも含めてのことばは理解していいですか。

○福田国務大臣 それはそうじやないと思います。領土問題については、統一見解が出ておりましたので、あのとおりに御理解願います。

○和田(耕)委員 それはそれとして、中華人民

共和国は中國を代表する唯一の正統政府であるということを確認された意味は、台灣の領土問題についての表現のしかたは、いろいろなニアансのあるものとして私は受け取るわけですけれども、それはそれでいいとして、外務大臣、六月十四日に韓国で ASPAC の会合があるわけで、そこに御出席になるという報道もあったのですけれども、御出席になるおつもりでござりますか。

○福田国務大臣　ただいまのところは出席する予定であります。

○和田(耕)委員 同じ六月の末に、南ベトナムのサイゴンで東南アジア開発閣僚会議というものが開かれる予定のようですがれども、これに対してもどうなんでしょうか。

○福田国務大臣 これに対しても出席する予定であります。

○和田(耕)委員 このような問題と、先ほど申し上げたこの十カ月の流れの変化という問題とを考え合わせてみますと、AS PAC の会合でも、アジア太平洋協議会といわれておる会合でも、世間ではこれは反共軍事同盟だとかいろいろなことがいわれておるのですけれども、政府はそういうふうな理解はしていない。そういうふうな政治的な色彩、軍事的な色彩があつても、これは緩和しようと努力しておるのだということだと思うのです。しかし他の諸国は、これはやはり反共の軍事同盟的な外交の組織だというふうに見ておることは否定できない事実でもあるわけです。現に AS PAC に参加しておる幾つかの有力な国が、アジア地域の中立と言つたら語弊があるでしようけれども、中立的な動きを始めておるということも事実なわけで、フィリピンとかインドネシアとかペルシャとか、そういう国々がそういうふうな方向で動き始めておるということも事実のようですがれども、こういう動きのあるときに、しかも中国とアメリカとが新しい共存関係にもう入ったというときに、このような会合に無条件に出ていくこと、ということはちょっと問題があると思うのですけれども、そのあたりの感じ、御出席になるとす

ればどういう態度で外務大臣はお出になるおつも
りか、そのことについて伺いたい。

○福田国務大臣 ASPACにつきましては、
かつて、いまお話しのように、これは反共軍事同盟だというような話のあることがあった時期があ
るのです。しかし今日はそういう色彩は全然認め
ません。これは、もっぱらアジアの代表者が集まつ
て、アジアの経済をどうしていくのだ、文化をど
うしていくのだ、平和をどうしていくのだ、そ
ういうことを論ずる場になつております。私は、ア
ジア諸国がいろいろな仕組みでそういう場がある
ことは、いいと思うのです。ある一つの国がその
解消論を持つております。それは私も承知してお
りますけれども、やっぱりそういういろいろな協
力の仕組み、場といふものがあることが望まし
い。やはりアジアでは、わが日本は何といつても四方
八方から注目されておる国ですから、わが国がそ
れに参加しないといふようなことになれば、自然
その会議は有名無実といふような状態になつてしま
う。わが国はやはりそういうところに出席して、
そうしてアジアの平和、アジアの繁栄を取り進め
るという役割りを尽くし、同時にみんなもそろい
うことに協力するよう働きかけを行なう、これ
がいいのじやないか。そういうたたえで私はソ
ウルのASPACには出席をする、こういうふう
に申し上げておるわけであります。

○和田(耕)委員 特にこの会合には、台湾を中心
的な一つの勢力として入つておるし、南ベトナム
も入つておる、韓国はむろん入つておるという状
態の会合ですから、お出になるとしても、日本の
外務大臣としてその場で御主張なさるしかたがあ
ると思うのですね。もう近く迫つておる六月十四
日ですけれども、その場でどのようないままでと
は違つた調子で御主張なさるか。つまり、平和を、
緊張緩和をもつと高める、あるいは中国の問題に
ついて何とか平和的な共存あるいは調整をしてい
こうじやないかとか、そういう趣旨の御主張をな
さるおつもありがあるかどうかということなんで

○鶴田四郎大臣 どういう基調演説をしますか、
まだそこまでは考えておりませんが、とにかく私は、アジアにかもし出された緊張緩和ムード、これは非常に大事なものである、これを育てたい、こういうふうに思つておりますから、そういう私の考え方にはじみ出る、あらゆる機会にそういう私ことになつていくであろう、そういうふうに思ひます。

ものが、私どもも非常に興味を持つてゐると言つては失礼ですが、そういう感じがあるわけですけ

○福田國務大臣 いま国民政府はわが国に大使を派遣しておるのですからね。そういう関係にありますから、それはそういう関係にある国としてのつき合いはするわけです。まあ、それ以上どういうふうにお答えするのか、ちょっと聞かれててもお答えのしようがありません。その辺でひとつ御了承願います。

○橋田國務大臣　閣僚が話し合えというのです
か。
設的と思われる提案をしておる。つまり日本の外務大臣として、大きく変化していく状態に対して出席する重要な会合だからこの会合に対して出席するとなれば——出席自体も問題にしていいと思うのだけれども、出席するとしても、どのような態度で出席するかということをもつと閣僚、政府で話しあつてみたらどうかといふような趣旨の論説だと思うのですが、外務大臣、こういふ論説に対してもどうにお考えになりますか。

○和田(耕)委員　○福田國務大臣　政府部内で……。
　　です。私の外交方針というものは内閣において是認をされておる外交方針でありますて、あらためて話し合わなければならぬという問題はありますま

問題で、金銭の問題なんかで問題が起ころるというふうな可能性があれば、その関係大臣、あるいは大蔵大臣だと通産大臣と相談をしていくという必要があるうと思いますが、私がこのASPACでどうあるまうか、これはもう閣僚全体がつとめ承知しているところでありますて、あらためて相談をしなければならぬということじゃないかと思います。

○和田(耕)委員 多少政府内部にも問題があるといふうにこの社説も書いておるのでされども、そういう問題は完全に閣僚、政府部内で意思疎通しておる、このように了解してよろしゅうござりますか。

○福田国務大臣 私は、もう日々ほとんど毎日というくらい外国の使臣と会いまして、重要な話もしておるわけなんですが、一々閣議に相談してしまうといふようなことはいたしません。それの少しまたまたものだ、そういう性質のものでありますて、これを閣議にはかつて私の発言を相談しておくということ、そういうことは今までやったこともありませんし、また、この会議の性質上そういう必要もなかろう、こういうふうに考えております。

○和田(耕)委員 それでは大臣は、この二つの会議には、緊張を緩和する、新しい中国との関係を体して、逆流するような役割りは絶対に果たす気持ちはないというふうなお気持ちで出ると理解してよろしくうござりますか。

○福田国務大臣 それはそのとおり御理解願つてけつこうです。

○和田(耕)委員 それではもう一つ、それと関連したソ連との問題ですけれども、きょうのお昼のニュースを聞いておりますと、NHKのニュースのために、アメリカから五十億ドルくらいの金を出して、そして二十年間にわたって天然ガスの冷凍したものをアメリカに送つて、そうして返してくるというような協定が、ニクソン訪ソの声明の

中にも入るかもわからない、というようなニュースがあつたんですけれども、この問題は、一月二十六日でしたか、グロムイコさんが日本に來たときに、シベリア開発の問題について日本側の協力を要請すると同時に、北方領土を含めて平和条約の話し合いをしたいと、いう申し出があつたと思うのです。このシベリア開発の問題について、一月の下旬に大臣がグロムイコに会つたあのときからどのような進展が見られておるのか、ちょっとお伺いしたい。

○福田国務大臣 グロムイコ外務大臣から、私どもの国ではシベリアの開発にたいへん熱心に取り組んでおる、それに対してもし御希望があるならば日本の御協力も観迎します、そういうことばだったわけです。その例として、チニメニとしろ、あのウラルの東のほう、オムスク川沿いの地帯の油田の開発の問題、それからヤクーツクの無煙炭の問題、森林資源の開発の問題、そういうような話が具体的にあつたわけです。私どもはそれに対して、なお私どもとしてはそういう問題の可能性を調査しましよう、こういうお答えをしたわけです。なお、その際グロムイコ外務大臣は、非常に金のかかる問題であるので、もし日本側が希望するならば第三国への参加も歓迎します、こういうことを言っておる。第三国というのはおそらくアメリカのことじゃないか、こういうふうに思ひます。そういう状態でグロムイコ外務大臣との会談は終わっておりますが、その後二月になりまして日ソ経済合同委員会というものが開かれまして、そこできなり具体的にこれらの諸問題の話し合いが行なわれた。しかし結論が出ない。出ないで、なおこれは調査を要するというので、特にチニメニ油田の問題なんですが、近く六月下旬にわがほうからソビエトに専門家が出てまいりまして、そしてそれらの問題を調査する、そしてその上日本側としての結論を出す、こういうことになつております。○和田(耕)委員 外務大臣としては、この問題に積極的にひとつ取り組んでみようというお考えと理解してよろしくうござりますか。

○福田国務大臣 このチニエニの油の問題は、私ども非常に興味のある問題なんです。つまりわが国は、ほとんど全部といろくら石油資源を中心東に仰いでおる。これは非常に不安な状態です。この資源依存の偏在を是正する必要がある。そういう意味から、チュメニ油田の開発というのは、わが国にとってたいへん関心のある問題なんですね。そういうようなことであります。しかし、それでもこれは、遠いウラルの東、オムスク川のほとりの問題であるというので、ただ図上で見ただけでは、フィージビリティというか、実現の可能性についての判断、これはなかなかむずかしいし、またこれが油田があるにいたしましても、非常に酷寒の場所です。そういう場所でどういう工事を行なうか、それが可能であるかという問題もある。またそれをわが国に供給することなどなんですが、それにバーピーを引かなければならぬ。あのシベリアの凍りついた地帯に延々と五千キロぐらいいのパイプを敷く、そういう技術を一体どうするかという問題もあるし、またソビエトロシア自体の石油の需給上、わが国が希望する石油が安定的に供給されるかというような問題もあるし、まあいろいろの問題を調べなければならぬわけです。調べまして、そしてそれらが大体よからうということになれば、これは取り組むべき問題である。

○和田(耕)委員 ウラルのすぐ近くのところでは、ソビエトがサゼスチヨンしておりますが、アメリカの参加、これがぜひ好ましいことである、私はこういうふうに考えております。

○和田(耕)委員 ウラルのすぐ近くのところでは、これはとても遠いところなんですけれども、もっと近く、あるいはアメリカとの話し合いのよくな天然ガスの問題等については、具体的な話はないんですか。

○福田国務大臣 これはサハリンの大陸だなですね。これに天然ガスはあるんじやないかという話はありますて、これも日ソ間で調査をしておる、こういう状態であります。

○和田(耕)委員 これと関連があると思いまますけれども、國後、択捉等の問題については、何かそ

れらしい向こうからの発言、あるいはニュアンスのお話があつたのでしょうか。○福田国務大臣これは非常にデリケートな問題なんですが、いままではソビエト側は、この話が出たびに、この問題は解決済みである、こういふうに言い張ってきたのです。ところが、今度の私とグロムイコ外相との会談、これでは、とにかくそこまでは言わない。平和条約問題は残されてしまうわけです。この平和条約ということは何だというと、日ソ間の領土確定という問題なんですね。ところが、その平和条約交渉をことじゅうにひとつ始めましょう、こういうことに合意する、こういうことになつたわけあります。その辺に微妙な変化がある、こういうふうには見ておるのですが、しかし、わがほうは国後、択捉を含めて領土返還を主張しておる。この主張について、にわかにソビエト側がそこまでついてくる、こういうような感じもしませんが、微妙な変化はある。その変化をとらえまして、粘り強くひとつ交渉を続けていきたい、こういうふうに考えております。

○和田(耕)委員 日本は、貫して国後、択捉を含めての北方領土の返還を求めておるということ

は、先方もよく知っているわけですから、これを承知の上で、それを含めるニュアンスを持った話し合いをするということになれば、これは非常にいいことだと思いますが、そのためには、少しでもシベリア開発の問題に積極的に乗り出していくといふことはいいことだと思いますけれども、これはひとつの問題でありますから、あしたか

○和田(耕)委員 大体ソ連との外交の問題についての外務大臣の気持ちはわかるような感しがするのですけれども、さてここで沖縄が返ったということになると、ベトナム戦争がたいへんむずかしいことになってきた。沖縄の基地、あるいは日本の幾つかの基地からの軍艦やあるいは飛行機の発進について、事前協議の問題がやかましくなってきておるわけですから、事前協議の三つの項目の最

後の、戦闘あるいは作戦地域への発進の問題の事前協議といふのは、これは非常に協議のしにくい状態が多いと思うのです。作戦、戦闘といふのは緊急の事態に入っていくわけですから、あしたか

らこういう戦闘があるからこの飛行機が飛ぶが、これはどうか、というようなことを日本に相談をするということは、できる場合もありましようけれども、なかなかできない場合が多いという性質のものだと思いますが、それが思ひますけれども、なかなかできない場合が多いという性質

のものだと思います。○福田国務大臣 いろいろデリケートなお尋ねで答弁がなかなか弱るのですが、チヌメニの問題といふのは、もし私が先ほど申し上げましたように、諸元が調査され立証されると、いろいろな問題と私は、日本としてたいへん石油政策上大重要な問題を取り組むことになる、こういうふうに考えておるのです。しかし、いまお話をありました、北

方領土問題との関連、これにつきましては、日本がシベリア開発あたりに日本が協力関係をえに解決になるんだというような甘い見方は私はしておらないのです。ただ、こういう問題はあると思う。シベリア開発あたりに日本が協力関係を持つということになると、日ソ友好の関係というものは非常に推進される。推進されますから、しかし、ムードづくりの種としては、私は好材料を提供することになるであろう、こういう見方をしております。

○和田(耕)委員 大体ソ連との外交の問題についての外務大臣の気持ちはわかるような感しがするのですけれども、さてここで沖縄が返ったということになると、ベトナム戦争がたいへんむずかしいことになってきた。沖縄が返った機会に、アメリカに対しても自衛要望、あるいは警告、あるいは抗議などいかにもわかりませんが、そういう外交上の一つの手は打つておく必要はあるのじゃないかと私は思うのです。

事前協議が、日本の基地を出るときに作戦命令があつたとか、ないとかいう、これはいわば架空の議論みたいな感じもする。国民の多数も、あまりいかげんなことは言わぬほうが多い、じやないかといふふうに私は思うのです。

事前協議が、日本の基地を出るときに作戦命令があつたとか、ないとかいう、これはいわば架空の議論みたいな感じもする。国民の多数も、あまりいかげんなことは言わぬほうが多い、じやないかといふふうに私は思うのです。

○福田国務大臣 お話をもつともなことと思うのです。私は機会あるごとにアメリカに自衛をいか、日本側の状況を理解した上の行動をとつても、直接といふ私どもは立場をとらないのです。間接的補給、補修、そういうことでは関連があります。それからまた、あるいは横須賀港を出港した第七艦隊が、回り回つてではありますけれども、ベトナム水域に行って戦闘に参加する、そういう意味においてまた関連がある。しかし、国民が心配するのは、わが国の米軍基地が作戦行動の基地、つまりわが国が戦闘行動そのものの基地として使われるか使われないか、その辺にあるのじやないか、こういうふうに思ふのです。その辺につきましては、政府におきましても十分心しております。したがつて並行してもっと他の方法が必要だと思ふ。江崎さんは、あまりひどい状態になれば自衛を希望するということを答えたといふことを聞いておりますけれども、そういう政治的な日本の立場をアメリカに対して表明する、必要であればアメリカの反省を求める、そういうような政治的な申し出といいますか、そういうふうな形のものがこの問題については必要な感じがするのですけれども、将来にわたつてもしアメリカがあまり無視したことやつておれば、日本としても発言をする根拠にもなるわけなんで、黙つて過ごして、こ

とばの上だけでこの問題を言いのがれをするといふふうに存じます。

○和田(耕)委員 隨時協議、いろいろな形で大臣はおつしやつておると思うのですけれども、何かから直接、間接にベトナムの戦域にアメリカの飛行機あるいは軍艦が出ておるという事実は、これは否定できないですね。そういう状態のもとで事前協議がどうのこうのという議論が繰り返され

れることがあります。大臣、こういう問題は、うことになると、大臣、不服かもわからんけれども、そういう心がまえだけではこの問題の解決にならないのじやないか。ちょうど沖縄が返つたいい時期じゃないですか。政府として、日本の領土に沖縄がなつたのだから、そういうおつもりで沖縄の基地に対してもアメリカも対処してもらいたい、あまり行き過ぎるような、国民が誤解するようなことはしてもらいたくないのだといふうな趣旨の申し入れを、アメリカにしかるべき方法でやることが私は効果があると思うのですけれども、そういう問題についての大臣の御所見をお伺いしたい。

○福田国務大臣 お話をもつともなことと思うのです。私は機会あるごとにアメリカに自衛をいか、日本側の状況を理解した上の行動をとつても、直接といふ私どもは立場をとらないのです。間接的補給、補修、そういうことでは関連があります。それからまた、あるいは横須賀港を出港した第七艦隊が、回り回つてではありますけれども、ベトナム水域に行って戦闘に参加する、そういう意味においてまた関連がある。しかし、国民が心配するのは、わが国の米軍基地が作戦行動の基地、つまりわが国が戦闘行動そのものの基地として使われるか使われないか、その辺にあるのじやないか、こういうふうに思ふのです。その辺につきましては、政府におきましても十分心しております。したがつて並行してもっと他の方法が必要だと思ふ。江崎さんは、あまりひどい状態になれば自衛を希望するということを答えたといふことを聞いておりますけれども、そういう政治的な日本の立場をアメリカに対して表明する、必要であればアメリカの反省を求める、そういうような政治的な申し出といいますか、そういうふうな形のものがこの問題については必要な感じがするのですけれども、将来にわたつてもしアメリカがあまり無視したことやつておれば、日本としても発言をする根拠にもなるわけなんで、黙つて過ごして、こ

二四

うようなことが、これは直接効果があるかどうか知りませんけれども、そういうことは国民に対しても、日本の領土になったんだ、日本の本土と同じようなつもりでわれわれは運用していくんだということを示すにもなるし、アメリカにどうしても、日本はやはり重要な國なんだからあまり日本を無視したことはできないというような反省にもなるし、そういうふうなことが私はこの事前協議の字句的な解釈よりももっと重要だと思っておるんです。

この問題で私はよく地域で座談会をしているんですけれども、この字句の解釈によってこれに對処していくということは、これは新聞の報道にもありますけれども、そういうふうな大臣がおしゃらうと思うような気持ちを、ほとんど國民は理解していないのです。事実、これは言いわけをしているというような感じの人が圧倒的に多いと思うのです。これは報道のじかたもあります。ありますけれども、確かにそういうふうに見える。たとえば、日本の基地を発進するときにはベトナムに行くつもりはなかつたけれども、途中で作戦命令が変わつてベトナムに行つたというような記事が新聞に出る。これはおかしなことだといふにだれでも感ずるわけなんです。しかし、そういうふうなことは法文があるんですから、法文の解釈としてそういうふうなことを問題にすることも、また私は必要でないとは申しません。それよりもっと大事なことは、日本の政府の意思表示をアメリカに違つた方法でしておくということが欠けておりはしないか、こういう感じがするんですね。そのことについてひとつ外務大臣の一そうの御努力を要望したい、こういうふうに思うのです。

○福田国務大臣 これはしばしばアメリカ側にも、そういうように注意を喚起しております。おられます、それにもかかわらず、アメリカが注意に反するような行動がありますれば、またその際にあらためてお話のようなことを考えてしかるべきこと、かように存じます。アメリカもかなり気力をつかっておるのであります。そのことだけは御了承をおき

願いたいと思ひます。

○和田(耕)委員 こういう重要な問題は、特に国会の議論でも形だけの議論にしない。これは野党のほうに問題があると思います。いちやもんをつけるから政府がごまかす。この前の沖縄交渉の機密文書の問題も同じだと思うのですが、そういうことはできるだけ少なくするようなことをしないと私どももがっかりするわけです。意味のないことを言ったり、あるいはあげ足をとったり、政府がまた答弁ごまかすような気持ばかりになるというようなことではないのであって、やはりアメリカに対し外務大臣がそういう意思表示を何かの形でするということは、私は効果があると思うのです。そういうことをひとつせひともやつてもらいたいと思うのです。そうでないと、政府としてはアメリカとの協力というのを非常に大事に考えておる、それはわからぬことはありません。したがって、アメリカの飛行機がベトナムに行くようだが、絶対行くなということはなかなか言えないので立場——また言うことがいいとも思わない。これはアメリカ自身がもつと自衛してもらわなければならぬ問題だと思うのです。あまり日本をなめたようななかつこう、国民がそう思うようななかつこうをさせてはいけない。そういうようなことで、ぜひともひとつ大臣として善処をしてもらいたいと思うのです。重ねて要望いたしたいと思います。

○福田国務大臣 御見識思います。ですから、先ほど申し上げましたように、アメリカも自衛をしております。しかし、自衛をしないような事態がありますれば、そういう機会でもとらえまして、また注意を喚起すると、いうこともしかるべきかとかようを考えます。

○和田(耕)委員 そういう問題がござりますけれども、最初に申し上げたとおり、やはり極東、アジアの状態は緊張緩和の方向に向いておる。ベトナムでアメリカとソ連あるいは中国は火を吹いた戦争に關係をしておるのに、片方で話し合いをしておる。しかも平和裏にいろいろな成果をあげつたつあるということですから、政府のほうも、とにかく

かく中国の問題は解決していかなければならぬと思うのです。そうしてそのためには、いろいろとめんどうな問題があると思いますけれども、昨日の総理大臣のように、中国を代表する政府は中華人民共和国政府であるというようなことを含めて、もう台湾の問題は国際的な状態から見れば解決をされなければならない過渡的な一つの状態だ、率直に私そういうふうなものだと思うのです。しかしこれは、千四百万の人たちの意思を無視するわけにはいきません。それはだれが考へてもわかることですから、ひとつ明らかにすべき原則的な立場は明らかにしながら、そして台湾の人たちの気持ちもできる限りこれを守つてあげるというような態度を、もうあけすけに出していくべき時期じゃないかと私は思うのです。そういうふうなものについても、ぜひともひとつお願いを申し上げたいと思います。

また最後に、こういう時期に日本としては、超党派外交ということを私どもは言つてきているんですけれども、現在、日本の多数の人が、ほんとうに平和なしには生きられない日本ですから、平和外交を推進をしていく、国内では福祉国家をつくり上げていくということで、ほんとうに合意を政府自身が取りつけなければ、アメリカでもソ連でも中国でも、この一億の国民の意思を何ともできないと私は思うのです。強力な正しい外交ができると思うのですけれども、そういうところで大臣、少し野党からあげ足をとられるような危険性はあっても、自信を持つてひとつ堂々と平和を求める、平和なしには生きられない日本の外務大臣として所信を出していく、こういうことがつまり国民合意の一つの布石になつていくわけですね。それは、野党がいやもんをつけるから自分もうそを言う。うそもだいぶ言つたと思うが、いっかげんなことを言うということは、野党はやはりちゃんと身をつける立場にあるんですから、それは承知の上で大臣としては、堂々とうそを言わないで、あるいはいいかけんなことも言わないのでやつていく。国民が見ればわかる。野党だってわかる。

将来、日本の國を背負う可能性を持つておる大臣ですから、ひとついまからそういうふうな態度を出していいともらいたい。大臣、やはり多少危険をおかないとだめですよ。多少危険をおかして大胆に出ていかないとだめだと私は思うのですね。ひとつそういうことを含めて御要望しまして、私の質問を終わります。

○伊能委員長 東中光雄君。

○東中委員 那覇空港のP-3等の残留の問題についてお聞きしたいんですが、P-3とその他の海軍機が残留することにきましたということでありますが、その期間、残る機数、それからその任務、目的、それを明らかにしていただきたい。

○伊能委員長 東中君に申し上げますが、防衛庁関係者はすぐ参りますから……。

○吉野政府委員 P-3がどのくらい那覇空港に今後残るかという御質問でございますが、御存じのとおり、P-3は復帰と同時に那覇空港から去ることになつておつた。しかしながら、そのためには必要な施設を嘉手納及び普天間になければならぬ、こういうことでございましたが、その工事が御承知のような事情でおくれて結局できなかつた。したがつて米側としましては、いまP-3を那覇空港から撤去させるために新たにわれわれと協議しているわけでございます。で、その一つの内容は、普天間の滑走路をはじめP-3を受け入れるための諸施設を整えてほしい。それから嘉手納のトランジエントジェットとかその他の三、四十機の小型の飛行機が那覇空港におるわけですが、これを嘉手納に移すために、嘉手納のエプロンその他の工事をしてほしい。これらの工事が整えば、P-3及びその他の飛行機も那覇空港から出でいく、こういうことになつております。

そこで、その工事にどれだけ時間がかかるかと申し上げますと、これは施設庁もなかなか見通しがつきかねておるわけでございますが、実際の工事としてはそんなに長くかかるものではないとわれわれは見ておるわけでございます。ただ、御存じのとおり普天間の飛行場につきましては、すで

に宜野湾市当局からP-3の移転反対の声もあがりますし、周辺の人たちの納得も得なければなりません。こういうような問題があるわけでござります。

○東中委員 P-3の目的その他については、防衛庁が見えてからお聞きするとして、この五月十四日に合同委員会を持たれて、那覇空港に関する合同委員会の合意書ができるておるはずであります。その内容をひとつ明らかにしていただきたい。

○吉野政府委員 合同委員会の文書そのものは発表できないことになっておりますが、政府の発表した要約を申し上げますと、ここに書いてございまして少しありがとうございますから御説明申し上げます。

まず第一に、今度のP-3の暫定的な那覇空港に残るために、那覇海軍航空施設という、特別なことをカバーするための基地をつくりまして、ここにP-3を納める、そういうことになつております。で、この中には、建物は大体二万二千平方メートル、それから土地が八十二万平方メートル、こうしたことにしてござります。そのほかに滑走路と誘導路の部分を一時使用を許す。そこで新たに、いま申しました那覇海軍航空施設といふものにつきましては、これはP-3が移転するまでといふことで、いわゆる二(4)(a)で先方に管理をゆだねて提供する。それから滑走路及び誘導路は、これは二(4)(b)で一時使用を許可する、そういうことになります。

○東中委員 滑走路、誘導路についてお聞きしたいのですが、これは「一定期間を限つて」ということになつておるわけですが、その合意書上は、一定期間どういうふうに限つてあるのか。○吉野政府委員 御存じのとおり、二(4)(b)の一定期間を限るということにつきましては、政府の昭和四十六年二月二十七日の統一見解がござります。これには四つの方式がございまして、一つは年間何日以内というように日数を限定して提供する方法。それから二つは、日本側と調整の上その方法を区切る。三番目は、米軍の専用する施

設、区域への出入のつど使用を認める。それから四番目は、その他、右に準じて何らかの形で使用期間を限定する。こういう四種類がありますが、那覇海軍航空施設につきましては、一番最後の、同委員会の合意書ができるておるはずであります。それが、その内容をひとつ明らかにしていただきたい。

○吉野政府委員 合同委員会の文書そのものは発表できませんが、これは少しありがとうございますから御説明申し上げます。

まず第一に、今度のP-3の暫定的な那覇空港に残るために、那覇海軍航空施設といふ、特別なことをカバーするための基地をつくりまして、ここにP-3を納める、そういうことになつております。

○東中委員 まず第一に、今度のP-3の暫定的な那覇空港に残るために、那覇海軍航空施設といふ、特別なことをカバーするための基地をつくりまして、ここにP-3を納める、そういうことになつております。

○吉野政府委員 まず第一に、今度のP-3の暫定的な那覇空港に残るために、那覇海軍航空施設といふ、特別なことをカバーするための基地をつくりまして、ここにP-3を納める、そういうことになつております。

○東中委員 まず第一に、今度のP-3の暫定的な那覇空港に残るために、那覇海軍航空施設といふ、特別なことをカバーするための基地をつくりまして、ここにP-3を納める、そういうことになつております。

○吉野政府委員 まず第一に、今度のP-3の暫定的な那覇空港に残るために、那覇海軍航空施設といふ、特別なことをカバーするための基地をつくりまして、ここにP-3を納める、そういうことになつております。

○東中委員 まず第一に、今度のP-3の暫定的な那覇空港に残るために、那覇海軍航空施設といふ、特別なことをカバーするための基地をつくりまして、ここにP-3を納める、そういうことになつております。

ます。したがつて、いまこの時点におきましてこれを何ヵ月と限ることはできなかつた。しかしながら、いずれにせよ代替施設が完了次第これに移る。こういうことでござります。

○東中委員 地位協定二(4)(b)は、わざわざ「一定右に準じて何らかの形で使用期間を限る、こういう形で提供する、こういうことになつております。

○東中委員 政府の統一見解の内容については、那覇海軍航空施設につきましては、一番最後の、同委員会の合意書ができるておるはずであります。それが、その内容をひとつ明らかにしていただきたい。

○吉野政府委員 まず第一に、今度のP-3の暫定的な那覇空港に残るために、那覇海軍航空施設といふ、特別なことをカバーするための基地をつくりまして、ここにP-3を納める、そういうことになつております。

○東中委員 まず第一に、今度のP-3の暫定的な那覇空港に残るために、那覇海軍航空施設といふ、特別なことをカバーするための基地をつくりまして、ここにP-3を納める、そういうことになつております。

○吉野政府委員 まず第一に、今度のP-3の暫定的な那覇空港に残るために、那覇海軍航空施設といふ、特別なことをカバーするための基地をつくりまして、ここにP-3を納める、そういうことになつております。

○東中委員 まず第一に、今度のP-3の暫定的な那覇空港に残るために、那覇海軍航空施設といふ、特別なことをカバーするための基地をつくりまして、ここにP-3を納める、そういうことになつております。

○吉野政府委員 まず第一に、今度のP-3の暫定的な那覇空港に残るために、那覇海軍航空施設といふ、特別なことをカバーするための基地をつくりまして、ここにP-3を納める、そういうことになつております。

○東中委員 まず第一に、今度のP-3の暫定的な那覇空港に残るために、那覇海軍航空施設といふ、特別なことをカバーするための基地をつくりまして、ここにP-3を納める、そういうことになつております。

のとおりでござります。ただし、P-3以外のトランジエントジェットだとかその他の小さな海軍機につきましては、嘉手納の施設が整い次第そこに移る。こういうことでござります。

○東中委員 防衛庁に来ていただいたので、お聞きしたいのですが、那覇空港に残つて滑走路、誘導路を使つて飛行機は、P-3B、それからUC-45、UB-26といわれておるので、どういう飛行機が何機ぐらい、どういう目的でここを使うのか、その点をひとつ……。

○吉野政府委員 P-3以外の飛行機としたしましては、第五艦隊混成スコドロン、すなわちVC-5と言つておりますが、これはいろいろの小さな飛行機からなつております。およそ三十機ぐらいるんじゃないかと見ております。

○東中委員 P-3Bは九機いて、第七艦隊隸下で第十七対潜哨戒飛行隊に所属をして、P-3はP-3でも、AではなくてBのほうですね。これは全天候で、最も対潜哨戒あるいはスパイ機だとまでいわれるぐらには、日常的に、あの周辺の哨戒、それからソ連艦艇なんかの監視、そういうこともやつておるというふうにいわれております。

○吉野政府委員 「一定の期間を限つて」という二(4)(b)の文字の解釈につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、何らかの形で使用期間を限定する。そこで、何らかの形というのとは代替施設完了まで、こうのこととでござります。なおこの点は、われわれとしてもこの日いちを限定すべく非常に努力したわけでございますが、何ぶんいろいろな政治的な状況がございまして、どうしても日付を明記することが客観的に無理である。したがつて、代替施設完了まで、こういう期間にせざるを得なかつた。しかしながら、代替施設の完了はそんなに困難なことではない、こういうように思ひます。

○伊能委員長 東中君に申し上げますが、防衛局長の出席の要求がなかつたものですから、いまのようないろいろな問題については、ちょっと答弁は困難だと思われますので……。

○吉野政府委員 まだ防衛局長が来ておりませんものですから、確たることは申し上げかねます。

○東中委員 防衛局長がおいでにならなくとも、協定は結べなかつたというふうに考えておるわけあります。そういうものを知らぬままで結ぶといふことです。ただ、政治的にいろいろの問題があり、その他の飛行機が連日ここを使うということです。

○吉野政府委員 この点は、先ほど申し上げましたように、代替施設が完了するまではP-3なります。これには四つの方式がございまして、一つは年間何日以内というように日数を限定して提供する方法。それから二つは、日本側と調整の上その方法を区切る。三番目は、米軍の専用する施設、区域への出入のつど使用を認めるわけでござりますが、この代替施設の完了といふことは、技術的には非常に短時間にでき得るわけです。ただ、政治的にいろいろの問題があり、その他の飛行機が連日ここを使うこと

められ、その使用する期間が何らかの形で限定されておるものをいうが、その施設・区域としては次の四つの態様があるということで、第一は、「年間何日以内」というように日数を限定して使用を認めるもの」、第二が「日本側と調整の上、そのつど期間を区切って使用を認めるもの」、このいずれでもないことは、これはもうはつきりしているわけです。第三の態様としてここに書かれておるのは、「米軍の専用する施設・区域への出入のつど使用を認めるもの」、これは日本側といわゆる共同使用になる場合であります。第一、第二の場合には時間的に共同使用にならないのです。時間的に分かれおるのであって同時に、日なり月なりがきまとておつて、その間の一定期間米軍が専用する場合です。ところが第三は、同じ日であっても日本が使い米軍が使うという場合なんです。那覇飛行場は、滑走路、誘導路はまさに外的的にはそういう形をとっているわけです。ところが、第三の場合というのは、「米軍の専用する施設・区域への出入のつど使用を認めるもの」と、きわめて限定しているわけです。目的をはつきり限定しておるわけです。だから、この第三の場合現にいまある態様として言っているわけですが、今まであつた例というものはどういうものがあつたのか。

○吉野政府委員 これは板付の例でござります。

○東中委員 それは専用施設への連絡のための出入り、修理のための出入りではないのですか。

○吉野政府委員 板付の場合にはそのとおりでございます。

○東中委員 その連絡、修理のために専用地域へ入っていくその出入りのため以外に、同じ期間内に、日本の飛行機と米軍用機とが、二四(b)ということで入れかわり入っていくという例が今までありますか。

○吉野政府委員 二四(b)でわがほうに返ってきてる施設の、たとえば厚木とか木更津とかそういう基地は、そういうことではないかと思われます。

○東中委員 それはいずれも現に連絡及び修理と

いうことに限定されていますね。そこで軍事行動をやつておるという例があつたら聞かせていただきたい。

○吉野政府委員 那覇空港のP3B、われわれの見解では、軍事行動といいましても、普通の基地にいるアメリカ軍が行なつておるいわゆる軍事行動ということでありまして、戦闘に参加すると、いふうに理解しております。

○東中委員 直接戦闘行動とは、何もこの場合、事前協議のあの問題になつておるようなことはいつも言つていいのであって、対潜哨戒行動といふのは当然の軍事行動であります、単なる補修とか連絡じゃなくて、一定区域を限つてやる対潜哨戒というものは軍事行動であるということは明白なことですから。そういう軍事行動をやつておるというようなものは、日本側で管理をしている基地ないし施設を、米軍が軍事行動に直接参加するため中曾根さんが一昨年出されて、ずいぶん問題になつたわけですよ。ないから、それをそういうふうにしたいということ、逆共同使用ということではないわけですか。あつたんだたら、具体的にどの基地だと言つてください。——答弁がないところを見るとなつたのですね。

○吉野政府委員 サイミントン委員会でジョンソン次官がこういふ答弁をしておるのは御承知だと思うのです。「ある特定の米軍基地に関し、それを日本側の民間用に転換するが、わが方の再使用権を留保するといつた具体的なケースについては討議したことはない。われわれは、日本当局と日本の基地の共同使用の問題、すなわち米国が日本の自衛隊の基地を使用する問題につきしばらくの間討議したことある。要するに日本側が管理しているところを自衛隊が使用することについて討議したことがある。」「つい最近就任したばかりでございまして、二四(b)の問題についてどういう日米間の交渉の経緯があつたかということは全然承知しておりません。

○東中委員 法制局でございますが、地位協定もおかなかつた」、こうはつきり言つています。「わが方の法律専門家は、現行地位協定の枠内で、何等の変更なしに改正なしにそのような取極が可能であると考えている」、しかし、「これまでのところ、日本の法律専門家はこのような結論には到達していない」「われわれは、日本側に対し、この点に関する原則的な了解に達し、事情が許す限りこの方向に進むことができるよう、種々働きかけている」、こう言つて。これは明らかに、日本側が管理をして、そこを通じて米軍側が使って軍事行動をやるということになれば、日本の基地なり日本の施設なり、日本がその管制、管理をしているわけですから、その軍事行動に積極的に協力をすることになるといふことで、日本の法律家——法制局、来ていただいたと思うのですが、これは法制局なり条約局だと思うのですけれども——が、それは解釈上ぐあいが悪いと言つてゐるのだ、だからそれを変えるようにできるように働きかけているのだ、こういふようにサイミントン委員会でジョンソン次官が答弁している。これで外務省が出されたこの訳本の中にははつきり出てゐる。だから、いままでそういうものはなかつたといふことが、はつきり言えると思うのです。サイミントン委員会でジョンソン次官が言つておつたことは、これはかつてにうそを言つておつたのだと、いままでそういうものはないなかつたといふことではないと私は思うのですが、いままでの法制度なりあるいは条約局なりの考え方など、どういふうに解釈されておるか、この点をまず明らかにしていただきたい。

○高島政府委員 ただいま先生のお示しのサイミントン委員会の報告につきましては、私も山内元第一部長の論説には、冒頭のはしがきの部分に、なるべく政府の見解に従うけれども個人的な意見が入ることもあるぞ、といふことは実はお断わりしてございましたし、もともとが個人の資格でお書きになつたものであると思ひますので、特に政府が、あそこに書いてあるようなことを統一見解として公式に発表したといふものではないだらうと思います。

それから、その点はさておきまして、いまの問題の個所でございますが、そのところを読んでみますと、「一定の期間を限つて使用すべき施設及び区域」とは「こうこうこういうものである」というように例示をしておるわけでございまして、

そのほかには絶対ないというふうに排他的に説明してあるものではないということは、これは文章上明瞭でございますので、その点から見ましても、政府が統一見解をえたとかいうようなものではないだらうというふうに思つたとがります。

○東中委員 「たとえば」と例示してあるのが二つ、そしてまとめてあるのは「一定の期間を限つて提供される施設および区域」。いまの場合一定期間は限られていない。そして、日本側が管理をしておつて、そこへ軍事行動のできるP3その他が適宜に入つてこれる、こういう関係ですから、明らかにこの文脈からいって違います。サイモン・トン委員会でそういうふうに言つてあるかないかは、条約局長、知らぬとおっしゃいましたけれども、ジョンソン次官がそう言つてはいるといふことは議事録に出てゐるわけです。しかし、そういう見解を日本側がとつておつた、そして問題になつておつたのだとしきことは、これはまぎれもない事実ですね。だつて、中曾根防衛局長官のところに、このことですかん論議がされたわけですから。そしてそれについて、中曾根氏が一年の訪米をされたときに、ジョンソン次官に会つて、そのことについての問答をしていて、これは、「昨年九月十日、十一時から十二時五分まで、牛場駐米大使も同席されておりましたし、当時の宍戸防衛局長も同席されております。その席上でジョンソン次官から「リエントリ」と共同使用について日本政府側に法律的困難があるのでないか」ということを述べたのに対し、「外務大臣」と話し合い、法の柔軟な解釈によつて事実上可能であるということを合意している。この共同使用については、訪米される前に、この問題が国会でも当委員会ですいぶん議論になつたわけです。そもそも官房長にひとつ経過をお聞きしたいのです。

○内閣政府委員 御指摘のように、私、當時の中曾根長官に随行してまいりまして、長官がジョン

ソン国務次官にお会いになつたということは承知いたしております。ただ、私は一般的な補佐役として随行いたしておりますので、個々の会談の内容について正確に記憶しているわけではございません。御指摘のようなことにつきましては、私の一般的な知識として、中曾根長官が、共同使用的彈力的運用と申しますか、そういうようなことの構想についていろいろこの委員会等でお話しされていたといふことは、私もばく然と承知いたしておりますが、私の直接の所管の問題でもございませんので、そつと正確に記憶はいたしておりません。彈力的運用と申しますか、そういうようなことにつきましては、私のほうから御説明申し上げたいと思います。

○鶴崎政府委員 中曾根長官の時代に、基地の関係で一番重要なテーマとして主張されたのが、米軍基地の自衛隊管理ということでございまして、この地位協定の改定は、やはり当非常に問題になつておつた沖縄返還問題がつくづくまでではあります。このいろいろな共同使用等の問題におきましては、防衛庁等で論議されましたことにつきましては、担当の正参考官が来ておりますので、鶴崎参考官のほうから御説明申し上げたいと思います。

○鶴崎政府委員 中曾根長官の時代に、基地の関係で一番重要なテーマとして主張されたのが、米軍基地といえども日本の国内にある限りは、それを自衛隊が管理するというような主張をされたわけです。そこで、具体的にどういうふうにするかといふことについていろいろと詰めがなされたわけですが、一つの形としては、24(a)と24(b)の考へ方からいってもワクを越す、だからこそこれは法律的に難点があつてできないんだ、日本側はそういう主張をしてきた、そういう経過ではないですか。

○鶴崎政府委員 いまの米軍基地の自衛隊管理に関する問題をやるというのは、これは従来の地位協定の二4(b)の考へ方からいってもワクを越す、だからこそこれは法律的に難点があつてできないんだ、日本側はそういう主張をしてきた、そういう経過ではないですか。

○吉野政府委員 この二4(b)で今まで、日本側が管理権を持ちながら米側に先生のおっしゃるいわゆる軍事行動を許して、そのつどないしは期間を区切つて使わせたというような例は、必ずしもP3だけではなくて、たとえば、長坂の小銃の射撃場とか、富士の演習場だとか、こういうのはやはりわれわれとしては軍事行動だと見ておるわけです。P3が那覇空港から出発してかかる行動をするかといふことにつきましては、先ほど先生のおっしゃいましたように、哨戒して第三国の潜水艦なり艦隊のありかを探るといふこともあるだろうと思ひますが、いずれにせよ飛行場の滑走路は、これはそのつど使うわけでござりますし、管理権も管制権も日本側が持つておるわけでござります。さかといって、これは米側の軍事行動まで管理しておる、こうしたことにはならず、飛行場の着陸に至る前の短い期間を管制する。これは滑走路である以上当然のことであると思いま

の二4(b)とは違つた、日本側の管理によつてやつていく管理によつても米軍が使えるようになります。そういう弾力的な解釈によつて——弾力的じやないですね。「柔軟な解釈によつて」と、こう言つてありますね。明らかにこれは従来の解釈を広げいくことで、愛知外務大臣と話し合つて合意ができた。

外務大臣、これは防衛廳長官がアメリカでジョンソン次官にそう言つておるわけですから、日本の外務大臣がそこで柔軟な解釈をして、広げるんだとということに合意に達したんだということをわざわざ言つておるわけですから、これを外務大臣御存じないとは言えないと思うのですが、そういう問題を読むということはできないというような結論になつておるわけではあります。

○東中委員 リエントリ問題ではなくて、日本側でアメリカの常時軍事用に使つておる基地の管理をやるというのは、これは従来の地位協定の二4(b)の考へ方からいってもワクを越す、だからこそこれは法律的に難点があつてできないんだ、日本側はそういう主張をしてきた、そういう経過ではないですか。

○吉野政府委員 この二4(b)で今まで、日本側が管理権を持ちながら米側に先生のおっしゃるいわゆる軍事行動を許して、そのつどないしは期間を区切つて使わせたというような例は、必ずしもP3だけではなくて、たとえば、長坂の小銃の射撃場とか、富士の演習場だとか、こういうのはやはりわれわれとしては軍事行動だと見ておるわけです。P3が那覇空港から出発してかかる行動をするかといふことにつきましては、先ほど先生のおっしゃいましたように、哨戒して第三国の潜水艦なり艦隊のありかを探るといふこともあるだろうと思ひますが、いずれにせよ飛行場の滑走路は、これはそのつど使うわけでござりますし、管理権も管制権も日本側が持つておるわけでござります。さかといって、これは米側の軍事行動まで管理しておる、こうしたことにはならず、飛行場の着陸に至る前の短い期間を管制する。これは滑走路である以上当然のことであると思いま

○東中委員 そういう解釈をするということだが、

○中曾根さんのいう弾力的解釈をやつて、今まで

日本にいなくとも、いざ必要というときにはおられ

るような体制をつくつておけばいいのじやないか

というような議論がありまして、いわゆるこのリ

従来と異なつておる点があるとすれば、第四の力でゴリで代替施設の建設が完了するまでともかく使わせる、これだけが従来なかつた例であります。

○東中委員 政府の統一見解でいわれて、年間何日以内というように日数を限定して先方に提供する第一の方法、これがあなたがいま言われておる長坂の小銃射撃場だ、こういふうにはつきり言つておるじやないですか。年間何日以内と限つてやつておるんじやないですか、長坂は。そうじやありませんか。

○吉野政府委員 長坂の場合は、年間百六十日以内、こういうことでやつております。そこで、おそらく滑走路について先生は問題にしておるのだろうと思います。それにつきましては、代替施設の建設まで、こういうことになつておるわけでございます。

○東中委員 長坂の小銃射撃場の場合は、百六十日以内、その何日間は専用するわけでしょう。その期間は米軍が使っておるんであつて、日本が使っておるんじやないわけです。一定期間を限度として使つておるんですから。それから第二の「日本側と調整の上そのつど期間を区切つて認めるもの」、それは東富士演習場のやり方だ。これは自衛隊の演習計画と沖縄の米海兵隊の演習についての調整をやつて使う。これは入れかわつて使うわけです。これも明らかに、いまの滑走路、誘導路の那覇空港の場合とは全く違つたのです。あなたがいまあげられた例といふのは、一、二の例をあげておられるわけで、三の例といふのは、「米側の専用する施設・区域への出入のつど使用を認めるもの」というのは、これはどんな例があるのである。同じ日に東富士演習場の地域を分けて、この部分は自衛

隊、この部分は米側といふうに使うのがむしろ多い状態でございます。

それから第三番目の他の「施設・区域への出入のつど使用を認めるもの」、これはたとえば硫黄島に米軍の通信施設がござりますが、そこに補給、連絡その他で必要がある場合には、その硫黄島の飛行場あるいは港を米軍がその出入のつど使用でござります。それから板付の場合におきましても、米軍の専用の区域に入出する場合に、そのつど滑走路、誘導路等を使用できる、こうしたことによ相なつておるわけでございます。

○東中委員 硫黄島にしても、板付にしても、厚木にしましても、連絡、補給等必要なたびにやってきて、自衛隊が管理しているところへ入つてくる、あるいは通信施設に出入りするたびに入つてくる、そういうことなのであって、那覇の場合は、ここにP3がおつて、そして適宜に出ていて帰つてきている。連絡とか補給とかいうものじゃなくして、まさにここを拠点にして活動をやる。しかも普天間に行つたらまさにそやうやうなことになつておるんじやないですか。普天間に移るまでの間、ここでそやうやうに使つておるんじやないですか。使わなくなつたら返すかいうものじやなくて、ここを拠点にして、しかもこの基地を使つ。しかもその期間はといつたら、不确定期間になつてしまつて。一定の期間を限つたんじやないんです。使わなくなつたら返すといふのは、これは地位協定の原則じやないですか。使わなくなつたら返すといふのは、これは地位協定が実質上変えられたといふうに私は解釈せざるを得ないわけですが、大臣、その点どうでございましょう。経過から言いますと、突然事務当局側から出てきた問題じやないんであります。経理が行かれたときもその話が出たと言つておりますし、中曾根さんが行つたときにもそういう話をしてきていたわけですから、これは私は非常に重要な問題だとと思うのですが、いかがでございましょう。

○福田国務大臣 この問題は、東中さんのお話を聞いておりまして、どうせいといふのか、私にはよく理解が届かない。米軍のために基地を残しておつて、そうして日本側がそれを借りるような形にせい、こういふ御主張を初めての御意見なのか

たとジョンソンは言つておるわけです。大きな転換を沖縄協定を契機にしてここで初めてつくられたことになる。もしこれが、自衛隊の管理によるいずれにしてもこの問題は、そう前から計画的にやつた問題じゃないのです。私はこの国会でもたとすれば、これは日米共同作戦の体制が基地使用ということで一そく強まつていくということになつていくわけあります。これは、地位協定の内容の柔軟な解釈といふ、中曾根さんが言つておるこの言い方で現実に非常に質的に変えていくといふうな方法になつていて。サイミントン委員会の論議の中でも、ボール議員が改定したらどうかということを言つています。ジョンソン次官は、あれは改定すると全部を変えなければいけなくなつて非常にまずいんだ、だから何とか解釈を変えるようになつたんだ、そのため働きかけていました。質問の前後、答えた順序は逆になつてありますけれども、全体としてはそういう趣旨になつておる。そういう中で、今度の那覇空港の使用というものは、共同使用、逆共同使用という形で今まで一つの概念をつぐられてきた。それはできないんだといふことになつておつた。二四(a)なら共同使用、(b)は一時使用だ、それとは別の概念として逆共同使用といわれておつたものが、いま那覇のこの問題で新たに初めてつぶされた。このところに米軍が適宜にいつでも入つてこられる。入つてこられるといふか、そういう意味でのできないと言つてきたことをやつてしまつた。されども、とにかく残ることになつた。私は、これは残ることはけしからぬ、こう思つておるわけです。しかしその機会に、地位協定の解釈とか、いままでできないうちに言つておられたことをやつてしまつた。これで今度道を広げていくことになるわけです。だから、まさにこの前例でいけば、自衛隊の管理のところに米軍が適宜にいつでも入つてこられる。これが御意見の通りであります。單なる基地提供じやなくして、管理をするわけです。だから管理をして、出つてよろしくいうことを言つて、それで出していく、こういふ形になるわけですから、質的に変わつたものになつておるわけです。地位協定の解釈が柔軟な解釈といふ形になつておるわけです。そのことばで、実質的に地位協定の内容が変質されていくといふ事態なんですね。これは外務大臣、よくわからぬとおつしやるけれども、わかつてもらわないと困るのです、現にせいいふうになつておるのですから。自衛隊が

うすると、かえつてぐあいが悪いのじやないかというような感じもいたしました。

前半では、P3は五月十五日にはしなくなります。こういうふうに言い続けておられたのです。それが御承知のような諸般の事情でできなくなつた、そういうための措置なんですね。しかし、事務当局は自ら持ちて、これは法的に正しいことをやつておる、こういうふうに申しておりますので、別に私は悪いことをしておる、そういうふうな感じはないささかも持つております。これははつきり申し上げます。

○東中委員 あの基地に関する限り、了解覚書からいって、P3その他が当然撤去されべきだ、私たちもうう伺ひます。それがいろいろもう何回も言われておりますから繰り返しませんけれども、とにかく残ることになつた。私は、これは残ることけしからぬ、こう思つておるわけです。それでできないうちに言つてきたことをやつてしまつた。これで今度道を広げていくことになるわけです。そこで、まさにこの前例でいけば、自衛隊の管理のところに米軍が適宜にいつでも入つてこられる。入つてこられるといふか、そういう意味でのできないと言つてきたことをやつてしまつた。これで今度道を広げていくことになるわけです。だから、まさにこの前例でいけば、自衛隊の管理のところに米軍が適宜にいつでも入つてこられる。これが御意見の通りであります。單なる基地提供じやなくして、管理をするわけです。だから管理をして、出つてよろしくいうことを言つて、それで出していく、こういふ形になるわけですから、質的に変わつたものになつておるわけです。地位協定の解釈が柔軟な解釈といふ形になつておるわけです。そのことばで、実質的に地位協定の内容が変質されていくといふ事態なんですね。これは外務大臣、よくわからぬとおつしやるけれども、わかつてもらわないと困るのです、現に

管理しているところから米軍が軍事行動にどんどん出ていく。これは単なる基地の提供じゃなくて、積極的に共同の作戦行動に加わっていくことになる。これは前にそういうことで議論になつたのである。そういうことで、非常にぐあいが悪い、ということだったわけあります。

○吉野政府委員 この点は、先ほども御説明したとおり、滑走路につきまして二四(b)を引いておる。

滑走路は運輸省の管轄である。大部分は民間航空が使っておる。ただ、給油機のうちの幾機かが、P3Bの目的のために、飛び立つとき、あるいは着陸するときにこれに使用を許す。しかも、これは代替施設が完成するまでの間、すなわち那覇空港にとどまっている間だけ許す、こういうことでございます。

それから、P3Bが常時いるところは、那覇海軍航空施設といいまして、これはまさにれっきとした基地としてわれわれは提供しておる。しかも、これも代替施設が完成するまでの間だけに限られておる、こういうことでございますから、自衛隊の管理しているところにアメリカ軍が入つてくる、こういうことはならないと思います。

○東中委員 格納庫があつて、そこにP3があるわけでしょ。そのほかの海軍機もいるわけでしょ。それは、ここでしまつておくのじやなくして、行動を起こすためにいるわけです。その行動を起こすについて、日本の国家機関が管制しておる、そういう日本の国家機関の管制行為にいわばささえられて、作戦行動、軍事行動、直接戦闘作戦行動ではないけれども、そういう行動を起こしておる。そうすると、飛行場の滑走路及び誘導路の利用というのは、格納庫は専用するのはあたりまえなんで、P3がおらぬ間に日本の飛行機を入れる、そんなばかなことはないわけですから。しかし、滑走路、誘導路の利用は、その利用を日本の責任で管理しておつて、そして米軍がその中で行動を起こすことになれば、その範囲では共同の行動ということになるわけです。そういうことは今までやつていません。ただ、連絡とか、

補給のために寄るとか、たとえば厚木のように補修のために寄るとか、というのじゃなくて、P3自分が任務を持つておつて、その任務を遂行するためには飛行場を使つておるわけです。その飛行場を、この場合は運輸省になつておりますけれども、認められれば自衛隊もそういうことになるわけですが、自衛隊が管理するということになつていくと、これは明らかに地位協定の拡大ですよ。いままでこの例は運輸省になつておりますけれども、認められたたらおっしゃっていたみたい。厚木の例とか硫黄島の例とか板付の例とか、これはまさに統一見解三の例ですよ。

○松田説明員 お答え申し上げます。

P3が那覇の専用地域に駐機し、格納され、それが滑走路を使用して飛ぶ、この実態が、過去、本土において全く同じような形での先例を持つてないことは、先生御指摘のとおりでござります。しかしながら、厚木の場合、ただいま御引用がございましたけれども、この場合といえども、厚木以外にあります米軍のもちろろん飛行機が、厚木の専用飛行場に用があつて出入してまいるときは、海上自衛隊の管理いたします滑走路等を使用して入つてまいります。その入つてくる飛行機の運航はもちろん戦闘作戦行動ではございませんし、その意味においては、P3と沖縄の場合と何ら変わらないわけであります。また、運輸省の管理する飛行場につきましては、これまで御指摘の板付の場合は、板付の飛行場の敷地内にあります専用施設への出入りということで入つてまいりますが、これまで広い意味での米軍機の運航上の一端として入つてしまります。かかる意味での運航上の必要を満たすために、二四(b)によつて一定の行動を許容しておるという範囲においては、P3の場合は変わらないものと私どもは考えております。

○東中委員 押し問答になりますからやめますけれども、それは明らかに違うのです。板付とか厚木の場合に、その専用する施設、区域への出入のことを認めるもの、その主眼はまさに専用施

設を使用のためなんです。ところが那覇の場合は、その専用施設が置いてあるのは格納庫なんだから、その滑走路を使って出でていって、軍事行動をやるために滑走路が置いてあるだけなんですよ。非常に拡大されてきている。中曾根さんが柔軟な解釈で拡大していくんだ。ボールは変えたらどうかと言つても、ジョンソンが、いま変えたらどうかと言つても、非常に質的に変わつてきている。逆なんですよ。だから質的に変わつてきている。

非常に柔軟な解釈で、これは新たにやられた地位協定の実質的な改悪というか、拡大です。沖縄協定によつて、いまこういう形で拡大され、そして地位協定がこれがまた先例になつてやつてしまつて、そういう必然性を持つていて。そういう点でこれは非常に許されない事態が起つてゐるんじゃない。合意書の内容を明らかにされないと、それも、これもアメリカとの関係でということでもありますけれども、当然明らかにすべき性質のものですね。それを明らかにしないで、そういうふうに質的に変わつてくるということは、はなはだ遺憾な事態だ、こう思うわけあります。

外務大臣に最後に、こういう事実上のなしくずし、変質というものについて、いま安保課長の言わされたことは、いまの那覇の場合とは違うわけですから、その点、どうお考えになるか。

○福田国務大臣 いま安保課長が、きわめて明快に本土における例を説明したと思ひます。それと私は違うけれども、本質は少しも変わりはない、私はこういう感じで受けとめておつたわけあります。いずれにいたしましても、ああいう緊急事態において、もし東中さんの御主張のような話であれば、これは米軍基地としてあの那覇飛行場を残す、そしてわが国の飛行機をそこでとめるといふことになるのだろう、こういうふうに思ひます。そういうことです。わが国に返つてくる、それをアメリカに貸してやるのだと、たいへんけつこうじゃないか。しかもそれは、いま全部御説明申し上げたように、法的にも正しいことである、こういうのですから、何もそうち議論になられる

必要はないんじやないか。東中さんのお話を伺つて、少しへ推と言つて悪いが、何か計画的に地位協定の拡大を考え、これを前例として、そしてまたさらに何かたくさんでおるというような御認識の御発言のように思うのですが、そういう意図は全然ございませんから、御安心願いたいと思います。

○東中委員 質問を終わりますが、私がへ推をしておるとかいう性質のものじゃなくて、この問題については、サイミントン委員会でも論議をし、佐藤総理が来たときにもその問題について話し合つたんだと言つておるわけです。この委員会でも論議になつたことなんです。そして中曾根長官が行つて、ジョンソン次官がわざわざこのことについて向こうから質問があり、答えていることなんです。そして、柔軟な解釈でやるのだと言つた、そのとおりのことがいま起つてきているのですから、これはたまたま起つたというような問題では決してないと私は思う。私のへ推じゃなくて、現に経過がそうなつておるですから、これは、そういうふうにむしろ言いくるめておられるよう思つて、私ははなはだ遺憾に思ひます。

質問を終わります。

○伊能委員長 次回は、明二十六日金曜日、午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会するごととし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十五分解散会

昭和四十七年六月五日印刷

昭和四十七年六月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局